

令和2年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和2年6月25日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和2年6月25日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	川岸和花子	2番議員	出口裕
3番議員	岡戸章夫	4番議員	加藤久幸
5番議員	中根信一郎	6番議員	岡野豊
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松成弘
防災監	小島行雄	企画財政課長	佐藤嘉彦
保健福祉課長	平田章浩	産業課長	長野了

建設課長 中村安宏 定住推進課長 小澤幸廣
上下水道課長 岡本教夫 学校教育課長 塩澤由記弥
社会教育課長 松浦博 病院事務局長 鳥居孝文

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 清泉雅文

10 会議に付した事件

————— 一般質問

<議事の経過>

議長	(亀澤 進 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 発言の際には、マスクを着用して発言してください。 また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようにお願いします。 日程に入る前に、塩澤学校教育課長から発言を求められておりますので、これを許します。 塩澤学校教育課長。
学校教育課長	(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。6月16日、議会2日目の中で、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、森町立小学校情報通信ネットワーク設備整備事業に係ります、中根幸男議員の業者選定方法についてのご質問につきまして、答弁に誤りがありましたので訂正をさせていただきます。指名形プロポーザルで行うと答弁をさせていただきましたけれども、正しくは公募型プロポーザルで行いますので、訂正をさせていただきます。
議長	(亀澤 進 君) それでは、日程に入ります。 日程第1、一般質問を行います。

4 番議員

通告の順番に発言を許します。

4 番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) 私は、先に通告した二問について質問をいたします。

一問目でございます。新型コロナウイルス対策で休校による課題について。

政府は5月14日、静岡県を含む39県に出していた「緊急事態宣言」を解除いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により3月から町内の小中学校において休校が続き、5月末から再開に向けての目途がたってきたところです。

しかし、今後も依然として感染の第2波、第3波が懸念されるため、これまでどおりの感染症対策を講じて生活しなければなりません。

今後につきましても「新しい生活様式」として三密を避ける、マスク着用、手洗いなどを心がけた学校生活になろうかと思えます。そうした中、文部科学省は6月5日、新型コロナウイルス感染拡大によって5月末まで休校した場合、中学3年の授業日数は例年に比べ45日程度不足するとの試算を明らかにいたしました。

そこで教育長に三点伺います。

一点目としまして、町内の小中学校において授業日数の不足や運動会や各種行事の中止や延期などにより本来行うべきカリキュラムを消化できるか。

二点目、マスク着用による熱中症対策は。

三点目、長期間の休校による児童、生徒、保護者の精神的なケアについて、どのように対処していくか。

次に、二問目としまして、アルコール消毒液の代替品として注目される次亜塩素酸水の有効性について。

新型コロナウイルス感染症の影響で品薄が続くアルコール消毒液の代替品として活用が進んでいる次亜塩素酸水の有効性と活用方法

及び問題点について、町長に伺います。

議 長
教 育 長

(亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。

(比奈地敏彦 君) 加藤議員のご質問「新型コロナウイルス対策で休校による課題について」、私、教育長から申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、全国的な新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、森町におきましては入園式、入学式後の4月11日から5月24日まで幼稚園、小中学校を臨時休業とし、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応を図ってきたところでございます。

休業日数は、4月は13日間、5月は13日間と合計26日間となりましたが、その間、小・中学校では休業中の児童生徒の「学びを止めない」よう登校日を6日設け、家庭学習用の教材の提供や自主学習への取り組み方などの指導を行ってまいりました。また、学校の休業により生活のリズムが乱れることが懸念されましたので、自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、電話等を通じて休業期間中における児童生徒の心身の健康状態を把握し、休業の26日間を学校再開に向けての準備期間とするよう取り組んだところでございます。

一点目の「町内の小中学校において授業日数の不足や運動会や各種行事の中止や延期などにより本来行うべきカリキュラムを消化できるか」についてでございますが、加藤議員のご質問にありますとおり、6月5日に文部科学省から、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージ」が示されました。

この中で、例えば1コマを40分や45分に短くしたうえ、1日あたりの授業コマ数を増加するなどの時間割編成の工夫や、長期休業期間の短縮、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備期間の縮減等の様々な工夫により、休業により減った授業日数を確保する取り組みが示されております。

町内の各小中学校では、本来ならば7月23日から8月26日までを予定していた夏休みの期間を8月8日から8月24日までに短縮し、冬休みの期間も12月24日から1月5日までを12月26日から1月4日までに短縮して、授業日数を21日間確保することにより、当初の教育課程で予定していた授業日数の97パーセントまで確保することとしました。

また、4月、5月に予定していた運動会や修学旅行等の学校行事については、行事を厳選し秋以降に延期をして無理のない範囲で実施をしております。児童生徒の1学期の成長を伝え、家庭生活や心身の健康状態を把握するための教育相談、来年4月の三倉小学校、天方小学校、森小学校のより良い統合に向けた3校合同での活動については、優先的に取り組んでまいります。

学習面につきましては、授業における個別学習支援や放課後の補習を目的とした「学習支援員」制度の利用や、ICT機器を利用し、視覚的にわかりやすい授業を行う工夫などにより、休業による学習への影響を取り戻してまいります。

これらの授業日数の確保、学校行事の実施、学習面でのきめ細やかな対応により、引き続き充実した学校運営を行ってまいります。

二点目の「マスク着用による熱中症対策は」についてでございますが、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」によりますと、学校教育活動においては、児童生徒及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいとされているところですが、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をしたうえで、マスクを外すよう対応するとされております。

また、体育の授業及び運動部活動におけるマスク着用の必要はありませんが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取り扱いをすると示されております。

これらを踏まえ、町内の各小中学校においては、状況に合わせた

適切な対応をするよう指示をしております。

三点目の「長期間の休校による児童、生徒、保護者の精神的なケアについてどのように対処していくか」についてですが、まずは学級担任や養護教諭等を中心として、児童生徒の様子を注意深く確認し、精神的に不安定な様子など、小さな兆候を見逃さないように努め、児童生徒の状況を正確に把握することが必要であると考えます。そして、児童生徒だけでなく保護者からも相談を受けたり、相談内容によってはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による心理面や福祉面からの支援に繋げるなど、児童生徒を取り巻く問題に適切に取り組んでまいります。

状況によっては、関係教職員だけでなく学校職員がチームとして組織的に対応できるよう、校内で情報を共有して対応を図る必要性もありますし、また、ケースによっては、教育相談等の機会を有効に活用する中で保護者との相談やご協力をいただきながら対応を図ることも必要であると考えております。

ご質問の二点目「マスク着用による熱中症対策」や三点目の「精神的なケア」につきましても、教職員が学校や学級の全体を把握するだけでなく、児童生徒一人一人の様子をよく観て、その都度適切に対応をすることが必要であると考えております。教育委員会としても、文部科学省や専門機関からの情報を注視し、学校現場において適切な対応ができるよう情報提供を行ってまいります。

議 長
町 長

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 次に、「アルコール消毒液の代替品として注目される次亜塩素酸水の有効性について」、私、町長から申し上げます。

次亜塩素酸水は、食塩水を電解することにより得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液で、食品添加物として認められている殺菌料です。インフルエンザ、ヘルペスなどのウイルスを不活化させる効果があり、MRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）、O-157（腸管出血性大腸菌）などの菌に対して殺菌効果があることが報

告されており、新型コロナウイルス感染症の拡大により、アルコール消毒液が不足しはじめた2月ごろから代替品として全国的に利用が拡大しております。

本町では、3月に町内事業者から次亜塩素酸水生成器の無償貸与の申し出を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い消毒剤の入手が難しくなっている状況を鑑み、4月から保健福祉センター内で生成した次亜塩素酸水を町民及び町内事業者に対し無償配布を始めました。配布状況としましては、5月末日まで、平日、1日5時間30分の無償配布を行い、延べ32日で1日当たり100人程度の利用がありました。今月からは月・水・金曜日の午後4時間に配布日数、時間を短縮して実施しているところでございます。

さて、ご質問の「新型コロナウイルスに対する次亜塩素酸水の有効性と活用方法及び問題点について」でございますが、有効性につきましては、帯広畜産大学や北海道大学での実証実験で不活化効果が証明されております。しかし、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が発表した国立感染症研究所及び北里大学での実証実験では、不活化効果が見られたサンプルと見られないサンプルがあり、全体として有効性評価を行う上で十分なデータが集まっていないことから、引き続き実証実験を実施することとされました。今月中には独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）としての最終報告があると報道されております。

活用方法についてですが、テーブルやイス、ドアノブなどヘスプレー等を使って噴霧を行い、布やペーパータオルで拭き取って除菌することを、利用のチラシを作成し、利用者に案内をしております。

問題点といたしましては、紫外線の影響を受けると除菌、消臭の効果が減少する傾向があることから、塩素濃度を維持することが難しい点が上げられます。そのため、配布に当たっては、直射日光が当たらない涼しい場所で保管することをお願いしております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長 （ 亀澤 進 君 ） 4番、加藤久幸君。

4 番議員

(加藤久幸君) さまざまなガイドラインに則って教育委員会として対応しているというお話をいただきました。そうした中で、この問題というのはどうなのでしょう、教職員の多忙と言うかそういうことも関連してくるのかと、まず第一に、私、思ったところでは、消毒作業するために当然早く出勤をなさって早めに消毒をする、あるいは児童生徒帰られた後に消毒を実施する、そういう点が多忙をきたして、いろんなカリキュラムを進めていく上で問題になってくるのではないかと思います。私も現場に行って、いろいろ教職員の方からもお話を伺いました。そんな中でいろんなことを聞いてきましたが、一つ目として登校してくる子どもたちに消毒を教員が行なっているが、担任以外の教員も対応しているため、職員室に教員がいない状況であり、緊急事態に瞬時に対応できるか不安である。これは不審者、電話対応、けが児童の対応等も含まれると思います。それとまた、休み時間・昼休み時間においては手洗いなどを行っていると思うのですが、しっかりとした見届けができていますか。それとまた、子どもたちの昼休みの時間が、担任の休憩時間となっていると思います。そうした中で、子どもたちの活動の見届けをする必要があるために、休憩時間が、教職員が確保できていないという、いろんな不満の声等々をいただいてまいりました。そしてまた、給食時間においては、当然アレルギーの対応のお子さんもいらっしゃいますし、手洗いを見届け、あるいは三密を避ける対応、そういうことが強く求められてくるのではないかと思います。

そしてまた、マスク着用による熱中症の問題ですが、これもガイドラインに従って対応されているというお話を伺いました。聞くところによると、私が登下校の時を見た時に、皆さんこの暑いのにマスクを着用して登下校されている。ある学校では傘をさして間隔を取って、そうして対応している学校もあると聞いたことがあります。そしてまた、児童生徒の中には、マスク外していいよと担任あるいは体育の教師等が言っても、心配だから僕は着けている、私は着けていると、そういうお子さんもいらっしゃると思います。そ

の辺の対応を伺いたいと思います。

そしてまた、三点目でございますが、長期間の休校による児童・生徒・保護者の精神的なケアということですが、当然これはスクールカウンセラー、スクールサポートスタッフ、スクールソーシャルワーカーの人たちの力が必要なのかと思います。以前、私は30年の9月議会で、教育長に、教育現場におけるスクールソーシャルワーカーの現状についてという一般質問をさせていただいております。その際の答弁は、社会福祉等の専門的な知識・技術を備えた方が1名配属され、森町の全幼稚園及び小中学校を担当している。スクールソーシャルワーカーは、主に児童虐待や貧困、家庭的な問題や発達障害などの医療的な治療・支援を要する児童生徒、保護者に対して、福祉や医療などの関係諸機関とのネットワークの構築、連携及び調整、さらには校内におけるチーム体制の構築に向けて、その専門性を生かした支援をしている。特別に配慮を要する児童生徒、不登校等の対応についても、スクールカウンセラーとともにケース会議に参加して連携を図ることで、さまざまな視点からの助言が可能となって、問題解決に向けて進み始めていると伺っております。今現在、スクールソーシャルワーカー、森町は1名だと思っておりますが、これで実際に足りているのか。不足であればいろんなところ、諸機関と相談をして動員をする予定はあるか。そしてまた、これは全体に言えることですが、文科省から公立校に教員が3,100人増加、これ全国ですけども、そういう発表がありました。これは優先度の高い最終学年、小6・中3、感染防止のためにクラスを分けるなどして少人数授業が行えるようにしている。そのためのスクールサポートスタッフを増やすと聞いております。これは一時的と聞いていますが、継続的にやるのかやらないのか、それからこの文科省の3,100人の方の増員はいつされるのか、その辺を伺いたいと思います。

議長
教育長

(亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。

(比奈地敏彦 君) 教育長です。加藤議員のご質問にお答えしたいと思います。まとめきれませんが、基本的に多忙感のこと

と、マスクのことと、国の施策のことというような捉え方でまとめさせていただきたいと思います。

多忙感については、ご指摘のとおり学校現場においては、教職員だけでなく子どもたちにもコロナに対する部分で、精神的なものを踏まえて負荷をかけるというのはいかがなものかというのは大前提に出ております。ですので、そういう面も踏まえて森町とすれば、なるべく先ほど言った答弁のとおり、基本的な日常生活を振り返りながら、先生方にも負担がかからないようにという施策で進めています。消毒云々という部分については、もちろん担任もやるわけでございますが、基本的な形は、どの学校においても公務員又は保健の先生方が、ある程度定期的な時間を見たり回数的なものを踏まえて、学校の中を回っていただくというような形で対応しているのが、術ではないかなと思います。昼休み云々、またそういう部分でそれこそ時間がないではないかという部分については、これはコロナの時に限らず、教職になった場合については、子どもたちとの関わりという部分では、日常の中においては生活の中で繰り返されていることですので、今回については特に健康・安全という面も踏まえると、ある程度教職員の方も構えながら指導をしているのが現状ではないかと思っております。職員団体の話もある程度しましたけども、やはり負担度という部分については、私たちができる範囲の対応でするしかないので、そういう部分では森町においても職員団体との話し合い、または対応の中でご理解をいただいております。

マスク等については、これも言うに及ばずでございますけども、今回について、暑さ対策の中で熱中症の方が最優先ということは、もう国から示されておりますので、極端に言えば、本当に小さい学校だったらマスクをつけなくてもいいというような改正のガイドライン等にも触れられていると思います。しかし、三密も踏まえてマスク等については、やはりこのコロナ対策において、自分の飛沫を飛ばさないという部分については一番大事なことですから、やはり教職員または子どもたちにもそうですけども、もうこの時期ケース

バイケースで、自分で必要だったらつける、つけなければいけないと、そういうような部分で、自分でコントロールできるような子どもたちにしなくてはいけないのかなという部分が、私の、今の段階で思っているところでございます。特に先ほどの、ご指摘がありましたように登下校においての在り方については、もうすでにマスクをしてないところもあるし、今ご指摘のように、マスクの代わりに距離を保つ意味で傘を差しているところも報道されております。そういう部分を踏まえると、マスクの必要性というものを十分理解したうえで、臨機応変、先ほど言ったように体育の時に云々というのものもあるし、自分は心配だからつけたい、それも理解できます。ですのでそういう部分では、担任が保護者との連絡をしながら、それこそ場にあった臨機応変のマスクの着用をしていけたらと思っているところでございます。

あと国の方の施策で、このコロナ対策で多くの人数が貼り付けられるというような報道がされております。この中において特に森町とか近隣で対応できているのが、学習支援員制度という部分で、それを利用できないかという部分では、今すでに実施をしております。また、いろんなケースがあって、正規の職員を3,100人ですか、そういう部分での動きについては、まだ県の方からも来ておりませんので、具体的な対応は、西部管内まだ動いてないのではないかと思っております。これも先ほど指摘したように、この継続的にやるのかやらないかという部分については、これは多分継続ではなくて、この緊急事態を回避するための施策の一つではないかと思っております。以上です。

議 長
4 番議員

(亀澤 進 君) 4 番、加藤久幸君。

(加藤久幸 君) 一つ答弁漏れがありまして、スクールソーシャルワーカー、これ1名でよかったですか。

議 長
教 育 長

(亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。

(比奈地敏彦 君) 申し訳ございません。答弁漏れいたしました。今、ご指摘のとおりスクールソーシャルワーカーについては1

名でございます。このスクールソーシャルワーカー又はスクールカウンセラー等についても、毎回報告書をあげるようになっております。これは現場の方からの報告書でございます。ですので、先ほどご指摘のように足りているかとか、満足しているかというような視点で考えてみると、その都度学校において利用度と言うか、そういう部分があると思いますので、教育委員会としては毎回上がってくる報告書をチェックしながら進めております。基本的なスタンスで言うと、森町については常時スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーを利用しなくてはいけないという事態、ケースはさほどありません。定期的にお話を聞くとか相談に乗っていただくというようなスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの使い方はしておりますけども、数そのものとか森町の実態からすれば、両者とも各学校の実態に合った使い方ができているということは、各学校からの報告で理解をしているところでございます。

議 長
4 番議員

(亀澤 進 君) 4 番、加藤久幸君。

(加藤久幸 君) 承知しました。1名で各学校を回られているというようなことだと思います。そしてまたこの長期休校で、いろんなストレス等のケアをしなければいけないと思うのですが、実際問題、以前と休校明けについて、精神的なケアを必要とするお子さんは増えているのですか、それとも以前よりも減っているのですか。

議 長
教 育 長

(亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。

(比奈地敏彦 君) 教育長でございます。森町においては、このコロナ絡みにおいて精神的に不安、又は保護者等からの各学校への相談を受けるということについて、情報としては教育委員会には上がっておりませんし、定期的にかかれる校長会、園長会などにおいても、それぞれの現場を知る管理職からは、精神的に、登校が始まった時はちょっと行きたくないなと思った子もいるかもしれませんが、基本的な形として、今テレビで取り上げられているように荒れたり、いろいろDV的ないろいろ家庭環境の中での複雑な体

験をしているようだという部分では、森町は該当することはひとつもありません。

議長 (亀澤 進 君) 4 番、加藤久幸君。

4 番議員 (加藤久幸君) 森町においては、そんな事案は上がっていないというようなことだと思います。それはいいことなのかなと思います。そしてまた、これは県費ですか町費ですか、ソーシャルワーカーについては。

議長 (亀澤 進 君) 塩澤学校教育課長。

学校教育課長 (塩澤由記弥 君) スクールソーシャルワーカーにつきましては、県費の職員でございます。

議長 (亀澤 進 君) 4 番、加藤久幸君。

4 番議員 (加藤久幸君) 磐田市においては、県費で1名、それからこのソーシャルワーカーが足りないということで、市費で3名お願いしていると聞いていますが、その辺のことご存知ですか。

議長 (亀澤 進 君) 塩澤学校教育課長。

学校教育課長 (塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただいまのご質問でございますけれども、磐田市の状況につきましては、申し訳ございませんがちょっと把握はしておりません。森町におきましては、ご指摘のとおりスクールソーシャルワーカーは1人でございますが、スクールカウンセラーにつきまして、中学校区ごと1名ずつ配置をするとともに、やはり中学校の統合でありますとか、小学校の統合も控える中で、より厚く対応を図るということで、町費でスクールカウンセラーを1人、合わせて配置をして、3人で配置をしております。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 4 番、加藤久幸君。

4 番議員 (加藤久幸君) 承知しました。その辺のケアを、一つお願いをしたいと思います。あと、これは全体的なことですが、今後の教育活動の中で、これは分かる範囲で結構ですけども、こんなことを教職員の方から、私、伺ってきました。共用の器具や用具を使いながら活動をする人が多い体育、音楽、技術・家庭といった技能

系教科について、毎回とは言わないが、アルコール消毒の必要性は出てくる。あらゆるものの消毒が必要となり、その対応に学校全体が追われてしまうことになりかねない。そして、三密を生まない状況づくりに配慮しながらの授業となり、考えなければならないこと、事前に準備しなければならないことが増えている。結果として多忙感を生んでいる。学校再開後から来年度3月までの教育計画を保護者に配布したが、どこまで計画どおりに実施できるか不安である。各校での判断が基本だと思われるが、学校単位で行事の実施に差が出ると保護者が不安を感じる。保護者や子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校行事については町ごとで統一しておく必要があるのではないか。これは運動会、体育大会、発表会、参観会、懇談会、面談等も入ると思います。そしてもう一つ、森町の小学校では、修学旅行は東京方面が多いと思うのですが、当然感染者が、東京方面多く出ております。それについては変更されるのか、時期の変更をするのか、その辺も伺いたいと思います。

議 長
教 育 長

(亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。
(比奈地敏彦 君) 教育長でございます。加藤議員がそれぞれいろんな所へ出向いて調べてきたというような実態は、自分はよく分かりました。しかし、基本的なスタンスで行きますと、教員でございますので、そういう環境下の中においても学校としてやらなくてはいけないという部分については、職員の使命でございますので、そこが多忙感という部分で、見られている部分については、私はやはり組織の一員としては、考えるところがございます。ですので、やはり多忙感と同時に学校というのは、先ほど言いましたように勉強だけやるところではないという部分はしっかり押さえておりますので、そういう部分を考えてくると、行事の必要性とかという部分は、本来的には先ほど答弁で言いましたように、ただただ中止でなくて、できれば延期して、場所を変えてでも方法を変えてでもやって、心の耕しをさせてあげたいという意味合いでは、それぞれの学校が共通理解をしているところでございます。ご指摘の中で、町で

統一して云々という部分については、やはりそこは学校を統括している校長さん方の判断というものはございますので、そのために私たちは定例の教育委員会も踏まえて、定例の園長、校長会等を開いておりますので、そういう中で情報交換、自分だけの学校のことでなくて町全体のことを考えた話し合いをしていますので、そういう部分で意図して揃える場合はあるし、やはり独自性を追求していこうというようなこともありますので、そういう部分についてはぜひご理解をしていただきたいと思います。修学旅行等についての詳細は把握しておりませんが、基本的には中学校についても4月当初やってたのが秋口に延期になっているというようなこと。また、場所等についても確認はしてませんが、一応やる方向性でいるという部分、それと小学校についても、それぞれの学校が一応計画しているという部分でございますので、場所の変更等は当然あるかもしれませんが、第2波、3波が来た時にも、それが秋口になるのか、また3学期以降になるのかというような変更等もございますが、今のところは子どもたちの楽しみにしているような、そういう心を耕すような行事については、延期の方向で進んでいるところでございます。以上です。

議長
4番議員

(亀澤 進 君) 4番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) いろんな方面でいろんな延期あるいは場所の変更等、考えてられるということを伺いました。ある学校では、新幹線移動はリスクが大きいということでバスに変更したということも聞いたことがあります。そんなことをなされているという解釈でよろしいですか。

議長
教育長

(亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。

(比奈地敏彦 君) 教育長です。解釈については、捉え方がいろいろとあると思いますけども、バスで行く、汽車で行く、いろいろな方法でという部分については、従来からもいろいろな方法で行っておりますので、先ほどから言いましたように、コロナ対応に対する修学旅行のあり方等については、学校現場で本当に綿密な計画等、

業者等も踏まえてやっていると思いますので、それが教育委員会とすると、どんな形であれ実現できたらいいなという思いでいるところでございます。

議 長 (亀澤 進 君) 4 番、加藤久幸君。

4 番議員 (加藤久幸君) これでは教育長には最後になりますが、これも全体的なことですが、長期休校によって家にずっといた児童生徒さん、外にも多少は出たのではないかと思うのですが、体育の授業再開時に、急激に運動することによって骨折等、剥離骨折、腰椎分離、疲労骨折等が増えているというお話も聞いたことがあります。これについては体育の授業で何かやられていること等ありますか。

議 長 (亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。

教 育 長 (比奈地敏彦君) 教育長です。体育の授業で特別にということとはございませんけども、先ほどの答弁の中でも触れさせていただきましたけども、ガイドラインの中で、授業の中でのあり方という部分については、体育についても触れられております。ですので長期間、日本全国どこでも、1、2か月の休みを受けての運動ということなものですから、さまざまな弊害が起こっているというのは事実でございますので、まさに体慣らしを、まずきちっとしたうえで授業に臨むというようなスタンスでやっていると思います。これは小学校に限らず部活動でも例を取り上げますと、部活動も解禁になりましたけども、まずは自分たちの学校でできることの、本当に体慣らしから始まって、いよいよ7月から対外的な練習試合等もできるという部分で進んでおりますので、今ご指摘のとおりのことについては、現場では把握しておりますので、やり方等についても今までの機械的に、4月にこれをやらなくてはいけないというような授業ではなくて、やはり体をしっかり作らせて慣れさせてからできる運動とか、そういう部分についてはそれぞれの現場で考えているところでございます。

議 長 (亀澤 進 君) 4 番、加藤久幸君。

4 番議員 (加藤久幸君) 今後においても、いろんな意味で児童生徒

に寄り添った学びの教育の実現に向けて、丁寧をお願いをしたいと思います。時間も迫ってきましたので、次に、次亜塩素酸水の有効性についての再質問ですが、現在は、今月から月水金と町民に配布しているということでございます。N I T Eの方から今月中に出るですかね結果が。またそこら辺のことも、私の方も注視していきたいと思っております。そしてまた、この濃度がどのくらいなのか、その辺をお聞かせをいただきたいと思っております。確か成分が200 p p m以上のものでないと有効性がないと私は耳にしているのですが、その成分について伺いたいと思っております。

議 長 (亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課 長 (平田章浩 君) 保健福祉課長です。加藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。保健福祉センターの方で町民の方に無償配布をしております次亜塩素酸水の塩素濃度につきましては、40 p p mの濃度で配布をさせていただいております。有効性につきましては、先ほども町長の答弁でありましたけども、帯広畜産大学であるとか北海道大学であるとかというところの実証実験で不活化が証明をされておりますけども、そちらの濃度につきましては、40 p p mでも有効であったという報告が出ております。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 4番、加藤久幸君。

4番議員 (加藤久幸 君) これはまた主に机であるとかドアノブであるとか、そういうところの除菌に使われると思うのですが、これは手とか指とか、そういうものには有効になってくるのですか。それとあと空間除菌には向いてないとちょっと私の調べた中ではあるのですが、その辺についてもお尋ねをしたいと思います。そしてまた、これ法律上の問題かと思いますが、厚生労働省の中では、次亜塩素酸水は消毒剤ではないと、食品添加物というそういう解釈でよろしいですか。

議 長 (亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課 長 (平田章浩 君) 保健福祉課長です。質問にお答えをさせていただきます。うちの方で配布をしております次亜塩素酸水につき

ましては、ドアノブであるとかテーブルであるとか椅子にスプレーで噴霧をし、ペーパータオル、布で拭いてくださいというようなことで、うちの方でチラシを作成して、配布をさせていただいております。うちの方のチラシにおきまして、手指消毒に有効であるというような、チラシで記載はしてございません。こちらにつきましては、保健所に確認をし、記載しないようにという指導を受けまして、手指消毒については、うちの方でチラシに記載をしてございません。

それから空間噴霧につきましては、N I T Eのホームページにおきまして、次亜塩素酸水を消毒目的で有人空間への噴霧の有効性及び安全性について確立した評価方法は定まっていないと承知していると記載をされております。また、経済産業省危機管理災害対策室が5月29日現在の知見に基づいて作成をしております、次亜塩素酸水の空間噴霧についてという作成したファクトシートがございますけども、その中で薬剤を次亜塩素酸水に限定しておりませんが、有人空間噴霧について、WHO世界保健機関の見解として、新型コロナウイルス感染症について、屋内空間で霧や燻蒸による環境表面への消毒剤の日常的な使用は推奨されない、さらに感染者の飛沫や接触によるウイルス感染力を低下させることにならないというような見解が出ております。また、アメリカ疾病予防管理センターCDCの見解として、一般論として空気や表面の除染のために不十分な方法であり、一般衛生管理には推奨されないとされております。あと、次亜塩素酸水が厚生労働省において消毒剤であるかどうかということについてでありますけども、これについては、うちの方の見解としましてはアルコール消毒の代替品という理解をしております。以上でございます。

議 長
4 番議員

(亀澤 進 君) 4 番、加藤久幸君。
(加藤久幸 君) アルコールの代替品と理解されているということですが、町民に配布するにあたって、例えば500ミリリットルのペットボトル一人一本、それから事業者は確か2リットルですか、配布をしているということなのですが、私、聞くところによる

と、あまり次亜塩素酸水についての説明がなかったと、配布の時に。私は私の知り得た知識の中で、紫外線に弱い、透明のペットボトルだと濃度が下がってしまう、色がついたペットボトル等の方が長く使えると聞きましたけど、その辺の町民に配布するにあたっての丁寧な説明というのはどのようにされてますか。

議長
保健福祉
課長

(亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。配布にあたっての説明ですけども、先ほど町長の答弁にもありましたけども、配布当初からうちの方でチラシを作りまして、チラシの方を見て説明をさせていただいて配布をしております。その中での注意点において、次亜塩素酸水が入っているように分かるよう容器に明記して下さいであるとか、万一体質に合わない場合はご使用をお控えください、飲料水でありませんか、子どもの手の届かないところに保管してくださいであるとか、直射日光が当たらない涼しい場所で保管くださいであるとか、ペットボトル等、透明容器で保管する場合にはカバーやタオルで包むなどして直射日光が当たらないようにしてくださいであるとか、そういったことにつきまして説明をし、多い時には200名以上来ましたので説明不足もあったかと思えますけども、その際にはチラシを一枚ずつお渡しし、このチラシをよく読んでご使用くださいということで配布をさせていただいております。以上です。

議長
4番議員

(亀澤 進 君) 4番、加藤久幸君。

(加藤久幸 君) チラシを配布したり、保健福祉課では丁寧な説明をされているということもお聞きしました。ただ、上からそういう指示を出してもそれが現場に行き渡ってなかったということもあろうかと思えます。聞いた中で、これどういうものなのと聞いた時に、漂白剤を薄めたようなものだよということも言われた配布の方がいらしたということもお聞きしました。漂白剤と言いますと成分が全然違うと思うのです。次亜塩素酸ナトリウムが多分漂白剤の成分だと思えますが、あれ触るとぬるぬるするのですよね、ご存知だと思いますけど、手の成分を取ってしまうというか強いのです。

ですからその辺の使い方を誤ると大変なのかと思います。したがいましてまた当然そういうチラシも作って、こうだよということ言われていても中にはそういうことが漏れていて、そういうことが町民に伝わったということもお聞きしてますので、今一度そこら辺のご確認をされた方がよろしいと思います。

議長 (亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩 君) 保健福祉課長です。配布をする前の4月9日には、配布する職員全員を集めまして、チラシの内容をよく見ていただいて、説明の仕方も説明をしたところでございます。チラシの中にも食塩水を電解することにより得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液でということが書いてありますし、次亜塩素酸ナトリウムとは異なりますということでチラシにも書かせていただいて、そこについては十分、配布の職員にも説明をしてきたつもりではございますけども、そういった声があったということでもありますので、これについては、現在配布を担当しています職員に、改めまして確認をし、指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 4番、加藤久幸君。

4番議員 (加藤久幸 君) よろしくお願ひしたいと思っております。それと最後に一つお聞きします。N I T Eの検証結果が有効でないという判断がされた場合には、町としてどうされますか。この次亜塩素酸の配布等も含めて。

議長 (亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩 君) 保健福祉課長です。先ほど町長の答弁でもありましたけども、帯広畜産大学であるとか北海道大学であるとかの実証実験において有効性は証明をされております。N I T Eの最終の報告につきましては、どんな内容で出るか決まっておりますので、最終結果が出ましたらそれを見て、町として検討をして進めてまいりたいと思っております。現在のところは最終報告を待っているといった状況です。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 4番、加藤久幸君。

4番議員 (加藤久幸君) N I T Eの結果というのはいつ出るのですかね。

議長 (亀澤進君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) ホームページにおいてスケジュールから見たり、報道機関の報道から見ますと、今月中には出るということで理解をしております。以上です。

議長 (亀澤進君) 4番、加藤久幸君。

4番議員 (加藤久幸君) ぜひ、またそこら辺はこの検証結果を待って、安心安全なものを町民に提供をしていただきたいと思います。以上で終わります。

議長 (亀澤進君) ここでしばらく休憩します。

(午前10時29分～午前10時40分 休憩)

議長 (亀澤進君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、西田彰君。

10番議員 (西田彰君) 10番、西田です。よろしくお願ひします。私の質問は二つであります。一つは、森町の上水道事業について。二つ目は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で大規模災害が起きた場合の避難所の備えは、であります。

安心、安全な水を町民に届けるため、日夜業務に関わっている職員の皆さんに感謝を申し上げます。

上水道事業については、水道事業経営戦略で言われておりますように、人口減少や節水意識の高まり、管路、施設の老朽化による更新経費の増加は否めないところとなってきました。これは遠州広域の5市町共通の問題です。事業継続のために料金の引き上げが計画されている袋井市では、2、3年前にも一度引き上げられており、再び市民への負担増がされようとしていると聞き及びます。また、浜松市では、市監査委員から基本料金の過剰問題を指摘されていると聞きます。

前々から言われている企業局との計画契約水量と実績水量に乖離があり、余分な水を買っている問題があります。買わされている

と言ってもいいかもしれません。一般的には空料金と言われていません。この問題では関係5市町が、度々企業局に是正の申し入れをしていますが、見直しはされていません。

平成31年3月に公表された「森町水道事業経営戦略」でも、給水人口の減少とともに施設の老朽化対策など、大きな予算が必要となり、それに伴い料金の見直しも視野に入れなければならないとされています。しかし、契約水量の見直しがされ、町の負担（町民の負担）が減らなければ料金改定への理解は得られないでしょう。そこで伺います。

一、町のこれまでの見直しへの努力、関係5市町との連携状況など、説明を伺います。

二、一般的に空料金と言われるその差額は、契約年度からいくらにのぼるのでしょうか。

三、企業局との話し合いには相当な時間が必要と考えます。水道事業経営戦略では、3年から5年先には料金改訂が必要になってくるとしていますが、契約水量が見直しされるまでは料金改訂はすべきではないと考えます。町の考えをお伺いします。

二問目、新型コロナウイルス感染者状況も収まりつつある中、私が質問を出した時には収まりつつあったと思ったのですが、現在東京の方では50人以上、100人近くに上ってきているということで、また、二次感染ということがちょっと心配されるところです。

新しい生活様式、社会様式が言われています。森町では幸いにして感染者はゼロで推移していますが、油断はできません。この状況で今年も、暑い夏とともに豪雨災害等の季節となってきました。長期気象情報でも、ゲリラ豪雨がどこで発生してもおかしくないとも報道されています。また、大地震の心配もしなければなりません。昨夜は茨城沖でマグニチュード5.7近くの大きな地震が起きました。そこで伺います。

一、避難所等での新型コロナ対策は、非常に厳しい状況が考えられますが、町が考える対策はどのような形となるのでしょうか。

議 長
町 長

二、新型コロナは高齢者、障害のある人にはリスクが大きいと思います。病院、介護施設等との連携はどのようにとっていくのでしょうか。以上でございます。

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 西田議員のご質問にお答えいたします。

始めに、「上水道事業について」申し上げます。

当町の上水道につきましては、静岡県企業局より受水している遠州水道及び深井戸を水源とした自己水源により、水道水を供給しているところでございます。

この遠州水道の受水費につきましては、契約水量に基づく基本料金と、実際の使用量に基づく使用料金で構成されております。

基本料金は主に、遠州水道の送配水施設の維持管理費や減価償却費等の固定費、使用料金は主に、各種施設の動力費、薬品費等の変動費に基づき算出されたものでございます。

静岡県企業局は、太田川からの取水にあたり、平成12年度に受水各市町から、申込みを受けた水量をとりまとめたうえで、施設の規模等を決定しております。

当町におきましては、北戸綿工業団地、新東名パーキングエリア、駅東及び天宮土地地区画整理事業等による需要の増加を考慮し、既契約水量である1日当たり4,500立方メートルの受水量に追加して、4,000立方メートルを申し込みました。

しかしながら、給水人口が見込みほど増えなかったことに加え、節水意識の定着や、トイレなどの節水機能の向上により、申込時の水需要予測とは異なり、契約水量と使用水量にかい離が発生している状況であります。これは当町だけではなく、受水市町全体が同じ状況にあり、受水費の低減やかい離の解消について、共に取り組んでいるところであります。

1点目の「これまでの見直しへの努力、関係5市町との連携状況」につきましては、平成24年度から受水5市町により、県企業局に対して、料金引き下げやコスト削減等事業計画の見直しなどを継続し

て協議し、平成25年度には5市町の首長により、県知事に対して、料金引き下げやかい離解消に向けた検討などについて要望しております。その結果として、使用料金が1立方メートル当たり1円引き下げられました。また、受水量のかい離については、「静岡県水道施設更新マスタープラン」策定後に見直しを行うとの回答を得たところであります。このマスタープランは、平成28年度に県企業局が策定した、老朽化した施設の更新や耐震化の計画であり、耐用年数が経過し、施設の更新が始まる令和14年度を更新基準年とし、実使用水量に見合う施設更新を実施するとしております。当町におきましても、1日当たり受水量8,500立方メートルを6,500立方メートルに見直し、他市も同様に契約水量の見直しを行うことで、令和14年度から、かい離が解消される見込みとなっております。今後も引き続き、受水5市町が連携し、企業局の経営状況等を注視しつつ、コスト削減を要望するなど、受水費低減に向けて粘り強く協議を進めてまいります。

2点目の「料金の差額」につきましては、契約水量と実使用水量とのかい離により発生する差額でありまして、遠州水道の太田川からの受水が開始された、平成21年度から令和元年度までの11年間の合計を申し上げますと、約4億2,000万円となっております。

遠州水道の受水費は、使った水に対して支払っているものではなく、施設自体の減価償却や施設を稼働させるために必要な人件費や動力費等の経費に対して支払っているものであり、遠州水道の施設運営に必要な経費として認識しております。

3点目の「料金改訂は遠州水道の契約水量が見直されるまではするべきではない」というご意見でございますが、当町におきましては、アセットマネジメント及び経営戦略に基づき、今後は、水道料金審議会または懇話会等の組織を設置したうえで、水道事業の経営状況、施設の更新の必要性などを議論していただきながら、そのご意見等を踏まえ適切な時期に料金改訂を判断してまいりたいと考えております。

次に、「新型コロナ感染症が長期化する中で大規模災害が起きた場合、避難所の備えは」について申し上げます。

1点目の「避難所等での新型コロナ対策は、非常に厳しい状況が考えられますが、町が考えられる対策はどのような形となるのでしょうか」についてでございますが、新型コロナウイルス感染症蔓延の状況を踏まえ、国からは4月1日付け府政防第779号で「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」、5月21日付け府政防第939号「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」等が発出され、避難所における十分なスペースの確保や、避難所全体のレイアウト・動線等について助言がされております。さらに、6月8日付け府政防第1239号の「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」では、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設や運営訓練についての指針が示されました。これにより避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等について確認する訓練の実施が推奨されております。

県においては、各市町の意見を踏まえ、現在、県避難所運営ガイドラインを作成中であるほか、各地域局主導のもと避難所運営訓練のモデル事業が実施されております。西部地域局管内では、6月19日に掛川市内で県と掛川市の共同によるモデル訓練が実施され、当町からも防災課と保健福祉課から4名の職員が参観という形でこれに参加しております。この訓練では、避難所運営本部設置に関しては、建物の安全度判定や運営本部会議の手順が確認され、避難所運営については、受付や避難所内の区割り、動線確保が行われ、健常者と体調不良者のエリアをいかに分けるかを重視した内容でありました。さらに、避難者の受け入れについては、マスクやフェイスガード・手袋・防護服などの感染症対策措置、受付での検温・問診について、受付から避難生活エリアまでの誘導等それぞれ具体的措置が示されました。

町においては、これらの指針等を踏まえて、追加で提案を予定し

ております補正予算により、未整備であった避難所のエチケットボードやフェイスシールド、手袋、非接触型体温計などの消耗品や除菌電解水給水器、換気対策の冷風機やストーブなどの備品について、国の地方創生臨時交付金や県の地震・津波対策等減災交付金などを活用しながら整備し、まずは国・県のガイドラインに則った避難所運営について町の方針を策定し、町職員による地区防災班等に限定した訓練など実施していきたいと考えております。

また、内閣府と消防庁共同による「避難の理解力向上キャンペーン」の一環として作成された「避難行動判定フロー」を町ホームページや6月15日発行の広報もりまちに掲載しております。

町民の皆さまには自らの命は自らが守る意識を持ち、ハザードマップで自宅や職場等の災害種別ごとのリスクについて今一度ご確認いただき、どのように避難するのがご自身やご家族にとって最善であるのかお考えいただくよう、改めて呼びかけてまいります。

避難所での新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、「避難行動判定フロー」にある避難とは「難」を「避^き」けることであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はないことや安全な親戚・知人宅も避難先となり得ることをご理解いただきたいと思います。

2点目の「新型コロナウイルス感染症に対し高齢者・障害のある人はリスクが大きい。病院・介護施設等との連携はどのようになっていくのでしょうか」については、国の「避難所開設・運営訓練ガイドライン」では、避難所において、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や発熱者を一般避難者とは別の専用スペースに誘導し、トイレや動線をわけることが推奨されております。また、感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がいのある人等が滞在する場合には、避難所内に福祉スペースを設けることが望ましいともされております。その福祉スペースでの対応が難しいと判断される場合には、福祉避難所として協定を締結している町内11の介護・障害福祉施設への移送を想定しております。

これらの施設とは、発災時に災害対策本部の要請を受け、速やかに開設し、福祉避難所としての機能が果たせるよう、日頃から連携をしているところでございます。

また、避難所では、高齢者や障がいのある方はもちろんのこと、避難者すべてに対し、毎日体調の自己チェックを促し、医療が必要な状態になった場合は、救護所や救護病院への移送を想定しております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

(西田 彰 君) 皆さんご存知のように、遠州水道の寺谷また船明の、これは先ほど町長が、今まで契約水量に対して、実質使った水、数字ですとなかなか分からないのでちょっと棒グラフにしてみました。黒いのが計画契約数量、年間ですと300万立方メートルなのです。それから実際使っているのは200、最近では200万をちょっと超えてますが、100万以上が多く契約されているということです。太田川ダムが21年、取水を始め、そしてその間に先ほど町長の説明がありましたけども、各市町で企業局に交渉を始めたというのが25年です。森町は少しずつ使用量が増えていますが、これは先ほど町長が言ったように最終処分場やサービスエリアの使用量が増えているということだと思います。非常に市町としても、長くに渡ってこの問題を県や企業局に申し入れているわけですけども、先ほど説明がありましたように、28年に企業局のマスタープランというものが出されまして、森町においても2032年度ですから10年後ですか、基本数量を変更するというようなことが出されています。8500から6500、年間でいきますと2,482,500立方メートルくらいになるわけですけども、これが実現すれば非常にありがたいことでもあります。それから平成30年、令和元年と常に企業局に要望が出されています。それこそ関係5市町が、首長がそれぞれ替わってきて、森町でも太田町長になったということで、改めて企業局にこの問題について、連携してやっていかないと人口は減る、また、節水意識が高

まる、そして最終処分場も今のところ34年12月ということですが、後の維持管理を見れば約10年くらいは、この最終処分場の方は一応、塩素の濃度が高いということで水を使っているわけですが、その辺の解消がされるまでは水道水は使われると思いますが、いずれにしてもこのままいくことになると、やはり町の持ち出し、町民への負担というものが増えてくるというように感じています。ですので、その辺の連携した取り組みというのは首長にかかってくると思います。そこで、来年それこそ県知事選挙も行われたりします。そういった中で、県へのやっぱり取り組み、訴えが非常に大事になってくるのではないかと考えます。その辺の取り組みを町としては今後どのようにしていくか、その辺を少し、もう一度詳しく説明いただければと思いますが、どうでしょう。

議 長
上下水道
課 長

(亀澤 進 君) 岡本上下水道課長。
(岡本 教夫 君) 上下水道課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えいたします。先ほどの町長の答弁の中にもございましたが、遠州水道受水市町の担当課長会議というものが、年間に3回ないし4回、毎年で行っております。この中身につきましては、企業局で決められました水価、水の単価ですね、これについての検証、それから事例研究等を行ってきております。令和元年度につきましては3回、本来でしたら3回目が3月だったものですから、会議をやる予定だったのですが、コロナの関係でちょっとこれが書面になってしまったということでございますけれども、令和2年度につきましても、7月に総括原価の検証の予定をしております、その後10月ないし2月にもう2回、研究会の方をやっていく予定でございます。それからこの総括原価と申しまして、固定費用を契約水量で割り戻したものが基本単価ということになりますけれども、これについては5年間で見直しをかけるということで、次の見直しが令和5年度になっておる予定ですから、令和4年度と令和5年度のこの研究会は、ちょっと回数を増やしまして、料金改定についての協議を最低でも5回ないし6回やっていきたいと思いますという計画でお

ります。先ほどの答弁の中にありましたが、25年度には5市町の首長によりまして、県知事に直接要望したという経緯もございます。要望活動につきましては、この会議の中で提案し、どのようなタイミングで要望するのが最も効果的なのか、また5市町の中で話し合いを進めながら進めていきたいと考えております。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) この5市町で、県企業局への要望を出していくという中では、やっぱり浜松が主導しているのでしょうか。

議長 (亀澤 進 君) 岡本上下水道課長。

上下水道課長 (岡本 教夫 君) 上下水道課長です。昨年度から新たに、正式にと言いますか、事務局として浜松市さんをお願いするという形になりまして、今現在は浜松市が、事務局として5市町の事務に関して取りまとめをさせていただいているという状況でございます。

議長 (亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) 年に3回ということではありますが、その3回以外に、具体的にこういった内容で県に要望していこうという機会というのは、それ以外にはあまり話し合いはされていないでしょうか。

議長 (亀澤 進 君) 岡本上下水道課長。

上下水道課長 (岡本 教夫 君) 上下水道課長です。先ほどちょっと言い忘れたのですが、この研究会の規約も、昨年度作ってございまして、その中で会長を浜松市に置くという規約になっております。事業内容につきましては、遠州水道の受水に係る基本水量に関する事、遠州水道の受水費に係る使用料金に関する事、5市町の広域連携による取り組みに関する事、(4)に、その他前条の目的を達成するために必要な事項というものがございまして、当然、必要であれば各市町、トップに対しても働きかけをしながら、そういうタイミングがいいのか、いつがいいのかというのは、またあるのですが、そういうタイミングになれば、当然、そのような働きかけをしていくというスタンスではあります。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) 担当課ではそのように、常にこの問題については話し合いをしていくということではありますが、太田町長、首長クラスでこのことに関しての話し合いというのはあるのでしょうか。

議 長 (亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 先ほど担当課長から申し上げましたとおり、担当課長会議を開催しております。その中で論点整理、県に対して何を要望していくのか、どういうタイミングで要望していくのか、そういった論点整理がなされると思っております。ですので、この課長会議の中である程度素案がまとまった段階で、各首長が集まるということも想定されると思います。その下地がなしに、ただ首長が集まってお互いの意見を述べても、それはあまり意味のないことでもありますし、各首長それぞれ、スケジュールがタイトの中で時間を確保するには、それなりの効果のある話し合いにしていかなければなりませんので、現在のところ首長がこの件で集まって協議をしているということはありません。

議 長 (亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) この経緯を見させていただきますと、25年に首長が県知事へ直接要望して、そして後はされていないのですよね。もう7、8年になるわけですけども、つまりあまり変化がないということだと思いますが、そうしますと今後、今、課長会議ではこれからやっていく、煮詰めていくということですけども、非常に時間が掛かっていくと思います。その辺で、森町が言ってもなかなかそういった会議が、今、町長からもお答えがあったように、集まる機会というのはないとは思いますが、ただ、この問題は直接市民、町民にかかってくることです。それこそ3年、4年後には水道料金の引き上げも考えなければいけないと言っている中で、また5年、6年と伸びていくということになると、それだけもう水道料金をあげなければいけないという状況が迫ってきてしまうということですので、ぜひその辺のインパクトある発信をやっぱり町からも出して

いかないと、少し、これは特に浜松が何か大きな負担を強いられていると言うのも、人口も多いのですけども、浜松市だけで115億6,000万円、今まで、平成17年から30年までに払っている。磐田市でも19億くらいで袋井市が31億、森町が、先ほど町長が言ったように途中21年くらいから4億いくらということで、湖西も20億ということなのですけど、この大きな金額、設備の更新とかそういったものに、全部実使用量にせよというのではなくて、それなりの水価というものがあると思うので、そこも含めて。ですのでその辺の、やはりこれだけの金額が出て行くということは町民としても、まずそっちが先でしょう、解決が。水道量料金の引き上げというのはその後でしょうということになってしまいますので、そこら辺も首長としてやっぱりしっかり捉えてやっていくことが必要かと、なかなか企業局は壁を打ち破るには大変なようでございますが、そういった機会というのは、今度のこのコロナのことも考えると、いろいろ様々、動きが制限されるかもしれませんが、やっぱり解決するための努力というものは、していかなければいけないのではないかと思います。それは今までの努力を認めながら、ぜひそこに力を入れていただきたいと思います。

さて、二番目の新型コロナ感染者が少しまた増える中で、もし災害が起きたときにどのような対策を取るのかという点では、今、町長の答弁の中にも、非常にきめ細かく説明をいただきまして、これなら安心かと思いますが、実際、そこに携わる職員、また職員ばかりではなくて一般のボランティアの方とか、そういった人たちがしっかりそれを把握していないとなかなかこれはうまく、避難所の設営とか避難者への対応というのは、もしその中に感染者がいれば逆に拡げてしまうということも考えられます。このコロナの感染に関しては、結構障害者施設や介護施設でクラスターが発生しているということもあります。先ほど、対応できなければそういう施設にお願いをする、搬送すると答弁がありましたけども、その場合でも、その職員がしっかりしたマニュアルを把握していないと感染を拡

げてしまうことにもなりかねない。昨年、一昨年においては、避難者は森町では5人とか、1人だったということはありませんでしたが、これだけは想定できない、やっぱり町民の皆さんとお話する中でも、どうやって避難すれば、避難する過程というのが、最終的には学校へ避難するとか、一時的には公民館であるとか言ってますけども、公民館であってもこの感染症対策をしっかりとしないと拵げてしまうということにもなります。ですので、そこら辺のボランティアとなる町民、当然これは町内会とか民生委員とか、そういった人たちになると思うのですが、そこら辺の訓練を何回もするというのはなかなか難しいと思いますので、そういった情報をその人たちにどのように伝えていくかというところがやっぱり大事になってくると思います。その辺で、実際想定したうえで、具体的にはこうしていくと、マニュアルはあるけども実際はこれをこのように伝えていきますと、そこら辺をもう少し詳しく教えていただければありがたいです。

議 長
防 災 監

(亀澤 進 君) 小島防災監。

(小島行雄 君) 防災監です。ただいまの西田議員の質問にお答えします。避難の場合にどうするかということで、まず先ほどの町長の答弁もありましたが、避難所を開設する時に、だいたい受付を作るのですが、今度のコロナ対策としましては、受付で熱を測る、熱がある人とない人（健常者）ということで分けさせていただきます。それはコロナに感染しているかどうかも含めてですけど、そういうことでその手前で分けさせていただくということになります。

健常者の方は広い空間にだいたい1人3平米ということで基準がありますので、そのスペースにいていただく。その間は1メートルから2メートル離しなさいというような国のガイドラインもありますので、それを考慮してそこに避難をしていただくということになります。

熱のある方はどうするかということになりますけど、別のルート

を行ってもらって、別室、今ちょっと確定はしてませんが別室に行ってください。場合によっては町にテントがあるのですが、2メートル2メートルで高さが1メートル70センチくらいのテントがあります。その中で仕切りをしていただいた所にいていただくような形になろうかと思います。

あと、公民館についてボランティアとなるの町民の方と、どういうふうに説明していくのだということでしたけど、国のガイドラインが出ておりますけど、今、県の方でももうちょっと具体的なガイドラインを作ろうということ動いております。先ほど町長の答弁がありましたけど、掛川市の方でそのような実際の訓練をさせていただきます、その時は市町の職員だけ、開催した掛川市も県と市の職員だけということになっておりました。実際、それについて避難所の運営訓練をするかということで、県の方から各市町の方にアンケート調査をしましたが、35市町のうち33市町が、ほとんど住民参加ではなく職員の方の訓練を徹底させるということで動いております。残り2市町が、多少住民の代表者を交えて机上の訓練をしようということになっております。やはり感染拡大を防止するために、町民の方に、実際説明会とか普通は行った方が良いかと思いますが、そういうリスクを背負うのはちょっと良くないということで、今のところ町としては国のガイドラインを踏まえて、町の方針を作成した時には、基本的には文書で皆さん本人をお示しをさせていただきますかと思っております。以上です。

議長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

(西田 彰 君) 非常に手探りの状況になると思います。それこそ密になって感染者が出てしまっただけは困りますし、一般ボランティアの方、また町内会の皆さんにその場に来てもらって、それこそ感染がもし出たということになると困るわけですが、実際には、現実には災害が起きてしまえばそうは言われていけないということで、その前にやっぱりその対応を考えておかなければいけない。コロナが出る前の、今まで災害訓練というのが意外と、以前他の議

員からも指摘されたと思うのですが、おざなりと言うか普通にもう12月の防災の日でも、本当に避難に役立つのかなというような訓練をしているような状況も指摘されていたわけですが、今回はそうは言ってもらえない、コロナに感染しないというような対策も含めて避難所の運営が実施されなければいけないということです、非常に手探りだと思いますが、この避難のマニュアルと言うか、そういったものを職員はもちろんしっかり身につけるのも必要ですが、やっぱりそこに関わるボランティア、町民の方ですが、今、防災班というのですか、町内会におられると思うのですが、そういった人たちを集めたちょっとした訓練をするという計画は今のところないということでしょうか。

議 長
防 災 監

(亀澤 進 君) 小島防災監。
(小島行雄 君) 防災監です。ただいまの西田議員の質問にお答えします。住民の方を集めて説明会なり訓練なりをする予定はあるかということですが、やはり先ほど申しましたとおり、とりあえずは町の職員が、そういう状況設定ができて、どういう状況になるのかというのをイメージしないと先に進めないと思っております。それを踏まえまして、方針をもう少しきめ細かくしまして、こういう対応をしてくださいというようなフローみたいなものを作りたいと思っておりますけど、どこになるかちょっと県の方の指導が来ると思っていますので、それを踏まえた対応になろうかと思っております。また先ほども言いましたけど、やはり感染リスクというのはあるものですから、大勢の方を集めて説明会をというのはちょっとなかなか難しい。三密を避けるということになりますと、やはり自主防災会の人というか、数名の代表者だけ集めさせていただきまして、机上になるかと思っておりますけど、そういう説明をさせていただくようなのが目一杯かと思っております。以上です。

議 長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。
(西田 彰 君) 森町病院がこのコロナに関しては、今のところ対応は無理と聞いておりますが、災害が起きてしまうと、当然、

持病を持った方とか、そういった患者さんも含めて、その対応というのは病院としてもしなければいけないと思うので、今まで森町病院の対応は、感染症に関しては特にこういうふうにするという、場所とかマニュアルとか、そういったものはないと捉えていいのでしょうか。

議 長
病 院
事務局長

(亀澤 進 君) 鳥居病院事務局長。

(鳥居孝文 君) 今回のコロナウイルスにつきましてですけど、当然、最初の方にもどういう状況なのかと正直わからない状態で、感染症病院の方に、陽性が出た方は移っていただいております。先ほどありましたように、高齢の方が森町病院に多いですので、一旦、森町病院にもし入ってしまうと院内感染が非常に危険であるという判断から、森町病院としましては、新型コロナウイルスの陽性者については受け入れないという形になっておりますので、災害があったとしても、県の方で陽性者が出た場合については、どこの病院に行くとか、もっと大勢出た場合については宿泊施設とか、県の方で調整するという形になるかと思えます。以上です。

議 長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

(西田 彰 君) 森町病院で行っている訪問診療というようなものもあると思うんですけども、その時のコロナに対する予防はどのような形をとっているのでしょうか。

議 長
病 院
事務局長

(亀澤 進 君) 鳥居病院事務局長。

(鳥居孝文 君) 今の質問にお答えします。訪問診療、基本的には感染防止というのは手洗いとか、器具をアルコールで拭くとか、基本的には何ら変わらない状態ですので、あとマスクをすとかしながら対応する形が、基本的変わらない状態で対応している状況です。以上です。

疑われる場合につきましては、当然、訪問診療の時では防護服とかはきついです。もし状況が疑われる場合は、通常のマスクした状態で診察をして、もし疑われる場合についてはPCR検査ということで対応する形になります。今、PCR検査につきましては唾液で

可能となっております、その場合は、病院につきましては6月22日から唾液によるPCR検査が可能となっております。6月22日月曜日から可能となっておりますので、それで陽性か陰性か対応する形になります。陰性か陽性か確認して、そのあとの対応が通常の診療になるのか、今であれば隔離が必要ですので、感染症の関係の病院とか県の方に連絡して、どこの病院に移るのかという形の対応になるかと思えます。

議長 (亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) そういう中で、森町病院の今のコロナに対する対応、今言ったように防護服とかそういったものは当然、災害になればお医者さんも避難所に行って診療をしなければいけないという可能性も出てくるのですけども、そういった防護服やいろいろな感染症予防の資材というものは十分確保されているということによろしいですか。

議長 (亀澤 進 君) 鳥居病院事務局長。

病院事務局長 (鳥居 孝文 君) 感染者の出る具合等ありますので十分であるとは言いきれないのですが、今、病院としても確保しておりますので、その中で対応するとか、先ほど言いましたように一番危険なときは、検体採取のときが一番危険ですので、それ以外については通常のガウンを着たり、マスクをして対応という形になるかと思えます。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 続いて、1番、川岸和花子君。

1番議員 (川岸和花子 君) 1番、川岸和花子です。通告どおり、以下の質問をさせていただきます。

森町を訪れた人への歴史・文化の発信と、観光振興施策について。

森町の観光としての魅力・強みは、受け継がれる伝統文化や歴史的資産の奥深さであると思えます。観光振興の視点からも森町の原点である歴史・文化を訪れた方に活発的に情報発信する施策が大切だと感じます。

そこで、以下のことを質問します。

議 長
町 長

1 番、今現在の森町の歴史・文化を、訪問者に対して発信活動に努力をしている状況は。

2 番、周智高校跡地の一角に「周智農林学校創設者顕彰庭園」が完成したが、そのほかの周智高校跡地を利用して、森町の歴史・文化を発信する施設を併設する予定はないか。また、周智高校跡地はどのように活用していこうと考えているか。

3 番、アクティ森は町外からの訪問者が一番訪れやすく、森町を学んでいただくには最適な、立派な施設だと思うが、新たな魅力創造発信事業の一環として、森町の歴史・文化を紹介する展示施設としての方向転換の予定はないか。

以上、伺います。よろしく申し上げます。

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 川岸議員のご質問にお答えいたします。

「森町を訪れた人への歴史・文化の発信と観光振興施策について」申し上げます。

始めに、「今現在の森町の歴史・文化を、訪問者に対して発信活動に努力をしている状況は」についてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問のように、森町には、国指定重要無形民俗文化財として指定されている「小國神社十二段舞楽」、「天宮神社十二段舞楽」、「山名神社祇園祭の舞楽」を始めとして、森の祭りや田能蔵泉寺の大般若経、ぶか凧あげ、大洞院の餅焼きなど、歴史・文化を感じる数々の郷土の伝統行事がございます。

また、歴史民俗資料館、古民家や蔵の残る風景、天方城跡や飯田城跡、次郎柿の原木など、歴史・文化を感じる場所も数多くございます。

このような歴史や文化を感じる行事や場所は、森町の貴重な観光資源であり、「遠州の小京都」の一部として、平成26年度に策定した「遠州の小京都まちづくり基本構想」、平成28年度に策定した「遠州の小京都まちづくり基本計画」に基づき、これらの観光資源を活用した観光振興、産業振興、及び文化振興を推進しているところで

ございます。

観光振興につきましては、大きくは2つに区別でき、一つは「歴史・文化といった町の魅力を広くPRし、森町に観光に来てもらう施策」と、もう一つは「観光客の受け皿としての町内の観光施設や行事を磨き上げていく施策」でございます。

「森町の魅力を広くPRする施策」としましては、観光パンフレットの充実や、森町観光協会ホームページ及びSNSによる情報発信、各種メディアへの情報提供など、様々な手段を用いて、PR発信に努めているところでございます。

ご質問のありました、「訪問者に対する発信活動」につきましては、先ほど申し上げました「観光客の受け皿としての町内の観光施設や行事を磨き上げていく施策」の中の一つであると思っておりますが、歴史民俗資料館における、町を紹介する各種冊子やパンフレットの設置、町史や地元偉人を紹介する図書等の販売をはじめ、館長による来館者への幅広い解説など、町の歴史・文化の魅力発信の充実を図っております。

そのほか、町内各所の文化財の由来などを解説した看板の設置を行うなど、来町者の満足感とリピーター獲得に努めているところでございます。

また、歴史・文化に関心が高い方々につきましては、訪問前に目的地の事前学習をされる場合が多いと思われることから、そういった方々に対しましては、町ホームページに教育委員会が発行した、町の歴史や文化財を詳しく紹介する「図説森町史」を掲載することにより、事前学習に役立てていただくこととしております。

さらに、観光客の受け入れ体制としましては、現在、18人が在籍しております、観光ボランティアガイドにおいて、研修等を実施し、観光客より予約申込みがあった場合に歴史・文化の案内役として、活動しているところであり、また、駅前観光案内所において、パンフレットの配布等を実施しているところでございます。

2点目の「周智高校跡地の一角に「周智農林学校創設者顕彰庭園」

が完成したが、そのほかの周智高校跡地を利用して、森町の歴史・文化を発信する施設を併設する予定はないか。また、周智高校跡地はどのように活用していこうと考えているか」についてお答えいたします。

まず、周智農林学校創設者顕彰庭園について、若干説明をさせていただきます。かねてより、遠江総合高等学校同窓会から、町が旧周智高校校舎敷地を取得した際には、周智農林学校創設者の福川泉吾・鈴木藤三郎両氏の胸像を中心に、周辺を整備して町に寄贈したい旨の申し出を受けておりました。本年1月より整備が進められ、立派な顕彰庭園が完成し、去る5月20日に完成記念贈呈式が開催され、遠江総合高等学校同窓会から森町に寄贈をされました。

さて、「周智高校跡地を利用して、森町の歴史・文化を発信する施設の併設予定は」というご質問ではありますが、跡地の活用の考えと併せてお答えいたします。

周智高校跡地の活用については、これまで議会全員協議会や常任委員会などでご説明いたしましたとおり、かつて中央体育館に隣接して整備されていたテニスコートや、就学前の幼児と保護者が利用できる公園と、利用者のための駐車場などが想定されますので、それらを基本に活用を考えております。まずは、庁内関係課で検討をし、その後は体育協会、スポーツ推進委員等、関係する団体の代表等が参画する委員会を設置し、協議を進めてまいりたいと思います。

ご質問にある森町の歴史・文化を発信する施設として、森町歴史民俗資料館が挙げられます。歴史民俗資料館は今年度から40歳代の館長が就任し、資料館や森町の歴史・文化の魅力をSNSを使って発信したり、気軽に来館して情報を交換したり、語り合える場になりたいという意欲をもっていると聞いております。

歴史民俗資料館は、現在、蓮華寺敷地内に建っておりますが、将来的には移設ということも考えられますので、周智高校跡地も候補地であると考えております。その際には、他の関係する施設についても、併設を検討してまいりたいと思います。

3点目の「アクティ森は町外からの訪問者が一番訪れやすく、森町を学んでいただくには最適な、立派な施設だと思うが「新たな魅力発信事業」の一環として、森町の歴史・文化を紹介する展示施設としての方向転換の予定はないか」についてお答えいたします。

「森町体験の里アクティ森」につきましては、単に「見る」だけではなく、「参加」し「体験」する観光の立脚を目指し、森町が持つ自然の豊かさや文化を取り入れた新しい観光施設として、平成3年度に開業した施設でございます。

特に、体験センターにつきましては、森町の地場産業である森山焼にちなんだ「陶芸体験」や、かつて吉川流域で盛んであった「紙すき」、遠州地方の家々の屋根を飾る「遠州鬼瓦」、周辺の野山の草木で染め上げる「草木染め」など、開業当初のコンセプトに基づき、体験メニューを設定し、観光客のニーズの変化等に対応しながら、現在まで続けているところでございます。

「森町体験の里アクティ森」は、町の観光施設として、観光客だけでなく、多くの町民の皆さまにもご利用いただいております。開業以来、吉川沿いという自然の中でアウトドア体験をしたり、食体験をしたり、創作体験をしたりということが大きな経営方針であることから、歴史・文化を紹介する展示施設に方向転換する予定はございません。しかし、歴史・文化については、森町の魅力の一つでございますので、例えば、臨時的に展示施設を利活用するなどして、そういったものを感じられる工夫も検討の一つかと考えております。

以上、申し上げますと答弁いたします。

議 長

(亀澤 進 君) 1番、川岸和花子君。

1番議員

(川岸和花子 君) ご答弁ありがとうございました。私がこの質問をしたのは、私は移住してきて3年目になるのですけれども、最初本当に森町のことについては何も知らずに移住してまいりました。知っていたことといえば小國神社、そしてとうもろこし、あと住民投票により合併せずに独立を決めた町ということしか知りませんでした。私の長男が遠江総合高校に通っておりまして、そのご縁

で偶然引っ越してきたわけです。私は浜松に12年、袋井に4年住んでおりましたけれども、森町のことをほとんど知りませんでした。恥ずかしながらなのですが、鈴木藤三郎さんの話とか全く知らなかったわけです。今、町長が答えていただいたそのホームページとか、すごく充実していて、全然違うところの議員さんからも、森町のホームページはすごいねと言っていたいております。なので事前に調べてくる方には非常に有効な情報がたくさん載っていると思えますけれども、今このコロナ渦で観光の方法も少しずつ変わってきていると思えます。皆さんも少人数で、遠くでなくてという観光に変わってきている中で、森町は非常に来る方が増えているなというのを感じます。バイクの方でもそうですし、近隣の例えば浜松の方なんか結構来られているのではないかと考えてます。その時にわざわざ調べてきていただく方は非常に貴重ですけれども、やっぱり来た時に、自然が多くていいところだねと言って帰って行かれるのは非常にもったいないと思っております。私も割と歴史とかが好きなので天宮神社、小國神社の舞楽であるとか山名神社の舞楽であるとかというのを知った時はすごく感動しました。なぜこんなに文化が残っているんだろうというこの感動を、なぜだろうと思うからいろいろ調べていったんですが、ただ観光で立ち寄ったという方に知らせるところが、なかなかないのではないかと、先ほど歴史民俗資料館ではそういう発信をしているということでしたけれども、アクティ森に比べればかなり来場者も少ないです。来られた方は非常に面白がって帰られるのですが、古いものもたくさんあって。ただ森の原点となる歴史というものがそんなに、面白いんだけど、森の原点となる、その核となるところが伝わっていないのではないかと感じます。こんなところあったんだで帰られる。何か森町の魅力をアピールできる場所がないかということで今回の質問にしておりますが、その点については、その来られた方にアピールするという点ではいかがでしょうか。

議長 (亀澤 進 君) 長野産業課長。

産業課長

(長野 了 君) 産業課長です。川岸議員の再質問にお答えいたします。今、再質問の中でいろいろご発言いただきありがとうございます。私、産業課でございますので、歴史文化の発信というだけでなく、もう少し広い範囲で森町の魅力なり歴史文化なりを、来て感じるある一定の場所、それが拠点なのかどうなのかということだと思っておりますが、その中で歴史民俗資料館等々のご発言があったかという認識でお答えさせていただきます。

今、ご発言があったように、森町の観光、遠州の小京都づくりといった意味合いでの拠点という意味では、それこそ遠州の小京都の基本構想、基本計画においても課題として整理はされております。今、川岸議員からご案内があったように、その構想や計画を作成する際にも、そういった声があったと聞いております。遠州の小京都を生かした観光、商工物産振興の活動を展開する拠点機能の創出といった点が、基本計画においても課題として整理されており、また、観光まちづくり戦略の柱の中にも拠点づくりということで整理されております。戦略のポイントとしては、町家や蔵の活用による遠州の小京都を演出した、町中における観光案内、観光商品、物産の販売の拠点の創出であるとか、拠点における多目的活用方法の検討、小國神社や各種イベントにおける臨時観光案内所の設置・運営等々が整理されております。今ご発言があったように、どういった機能をまずその拠点に関して持たせるのか、後はその機能によって場所等も変わってくると思われましても、そういった場所はこういった場所にするのか。また、観光客の流れ等々を踏まえた場所において、どういったところがいいのか。また、歴史民俗資料館につきましては、そのもの自体にも価値がございますので、そういったものをどう活用するのかというところを踏まえて、検討課題として挙げられております。そういった中で、例えば今年度、産業課においては古民家利活用の可能性調査と、これは対象が一つになりますけれども、そういった今ある古民家が、どのような可能性があるのかといったところも検討する予定でおります。こういった検討を通じて、

そういった拠点づくりができるのはどこか、どこがいいのかといったのは、今後しっかりと検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長

(亀澤 進 君) 1 番、川岸和花子君。

1 番議員

(川岸和花子 君) ありがとうございます。今、産業課長がご答弁いただいたものは、本当に森町の産業としても拠点を作りたいということだったと思うのですけれども、私が一番感じているのは、鈴木藤三郎さんの像を見てこの人誰って、例えば来た人が思ったときに、それを知るところがないということです。先日、周智農林学校創設者顕彰庭園というのできまして、そこには鈴木藤三郎さんと福川泉吾さんの胸像が立っております。おそらくこのお二人はものすごい志の中で周智農林学校を創設されたのだというのをすごく感じるような、そしてまた遠江総合高校の卒業生の、同窓生の方々の熱い想いも感じながらこの式典を拝見させていただきました。この庭園があるのに、これは何だろうときっと思うのです。私がもし森町町民ではなかったら、この人たちは何だろうと、ここを作った人だろうなどは思いますけれども、まさか鈴木藤三郎さんがそんなすごい人だということも全然知らないですし、下手したらその奥に歴史民俗資料館があるということにも気付かず帰ってしまう可能性もあるなど思っているのです。先ほど周智高校跡地の方に歴史民俗資料館の明治の郡庁のすごく立派な建物で私も素晴らしいと思っていますけれども、そういうのを移設するという考えも、一つにもなっているということなのですが、私が住んでいる大門なのですが、もちろん歴史民俗資料館もあります。先ほどの周智高校の跡地に出来た庭園もあります。もう一つ大門には東公民館がありまして、そちらは報徳社が寄贈をしてくれたものなのですけれども、今、大門の町内会の持ち物になっております。今年度も使用されずに、大門には立派な中央公民館ができておりますし、この古いと言うか、耐震等の問題でこの公民館はもう使わないとなっております。ただ、庭もありますし草も生えますし、空気も入れ替えないとという管理

の点もありまして、この鈴木藤三郎さんは報徳の教えに則って会社を立ち上げられた、そういう経緯もありますので、何かこういうものに活用できないかと思っているのです。蓮華寺も奈良時代からの古いお寺であると、そういうこともなかなか皆さんに知ってもらえる機会もないので、何か森町の奥深さを知ってもらえる拠点にならないかと思っております。その点はそういうアイデアの中で、何か思われる方向はないでしょうか。

議 長 （ 亀 澤 進 君 ） 町長、太田康雄君。

町 長 （ 太 田 康 雄 君 ） ただいま川岸議員から、ご自分のお住まいの近くにある大門東公園等のご説明をしていただきました。確かにその他にも、例えば鈴木藤三郎さんに関連して言えば、本町に生家がございます。また、かつては明治町の駐車場に、氷砂糖の製糖に使ったのではないかと思われる建物もございました。かつてというのは今はないということがございますけれども、そういった由緒のある、あるいはその建物自体が風情のある、また歴史的価値のある建造物というものもいくつかございます。しかしながら、それらは、ただいまの大門東公民館につきましても大門町内会の所有物であり、また、藤三郎生家につきましても個人の方の所有物であります。そういったものを町が、全て町の所有として管理をするということは財政的にも、また管理上も非常に難しい点がございます。また、城下地区には旧城下学校という県内でも3番目くらいに古い学校もございます。これも町内会の所有でございます。そういった、町が所有するものであれば町が当然管理をしていくわけではありますが、現実的にはなかなかそれが難しい。ではそのようなものをどう生かしていくかということについて、有志の方に、あるいは所有者の方をお願いするというのが、まずは所有者の方をお願いするというのが本筋でありますけれども、それがなかなか厳しいということも十分考えられますので、それで森町歴史伝統文化保存会というものが結成をされております。まだ発足して1年余りでありますけれども、このような有志の会、行政が直接関わっているわけではない、民間

主導の会でございますが、こういった会が、これからそういった文化財の維持・保全あるいは活用に携わっていただけるものと期待をしているところでございます。森町にはいろいろな歴史、伝統文化を感じる遺跡、建築物、行事等がございます。川岸議員が例に挙げられました鈴木藤三郎氏につきましても、その業績は大変素晴らしいものでありまして、まさに近代日本の工業化において大きな功績を残された方ではありますが、いろいろな事情から地元の森町においてもあまり顕彰がされてこなかったという過去がございます。そういったところも踏まえまして、再度顕彰しようということで、ここ数年来、これももちろん町も取り組んでおりますが、民間の有志の方も積極的に個人的な私的な研究として研究を進められているところもございます。このように歴史というものは、森町の場合長い歴史を持っております。そのどこを切り取って、関心を持たれる方は全てに関心を持たれる方もあろうかと思いますが、その中の一時代、あるいはある人物、あるいはある史跡というように、どのところに焦点を、興味を持たれるかというものはそれぞれの方の視点であると思っておりますので、町といたしましては幅広く森町の歴史をPRしていくということに努めてまいりたいと思っておりますが、なかなかそれが例えば税収として町の財政にすぐに反映されるものかといえればそういうものではありませんので、そういった意味では歴史文化を尊重していくというのは、大変、町が単独でやるのは厳しい事業だと思っておりますので、今後も民間の活力をいただきながら強調して進めてまいりたいと思っております。

議 長 (亀澤 進 君) ここでしばらく休憩をします。
(午前 12 時 00 分 ~ 午後 1 時 00 分 休憩)

議 長 (亀澤 進 君) 会議を再開します。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 先ほどの川岸議員の再質問の中で、顕彰庭園の所に藤三郎氏の業績を紹介するようなものがあると効果的ではないかというご指摘があったかと思っております。周智農林学校創設者顕

彰庭園につきましては、庭園という名の付いているとおりのものでございますので、あの周辺にあまり案内看板を設置するというのはどうかという点と、もう一つは、あの顕彰庭園は周智農林学校の創設者である鈴木藤三郎氏と福川泉吾氏の両氏を顕彰する庭園でございますので、その中で鈴木藤三郎氏だけを取り上げるというのも、その目的にそぐわないのではないかと考えております。しかしながら、新たな森町の観光振興、産業振興、そして文化振興の資源として新たに設けられたものでありますので、遠州の小京都まちづくり基本計画の中に盛り込みながら、さまざまな施設を連携するような活用の仕方を考えていきたいと思っておりますし、せっかく顕彰庭園まで足を運んでいただいた方には、もう少し足を伸ばして歴史民俗資料館を訪問していただけるような案内看板等も周辺に設置をしていければと考えております。

議 長
1 番議員

(亀澤 進 君) 1 番、川岸和花子君。
(川岸和花子 君) どうもありがとうございます。今、町長がおっしゃっていただいたこともありがたいと思っておりますし、また歴史民俗資料館も、館長も若くなられて非常に期待しておりますし、茶業史の編纂等も進んでいることだと思っておりますのでとても楽しみにしております。あと一点だけ質問させてください。三番目のアクティ森の件なのですけれども、今年は新型コロナウイルス感染拡大のために、町の方々には、私は非常に早い対応していただいて感謝しているところです。大変だと思っております。また、アクティ森に関しましても、緊急事態宣言から休業されて大変であろうと想像しておりますが、今、解除されて再開されて、人出の方はどんなふうかと思っております。また、コロナ前と比べて、多少コロナ対策等々されているとは思いますが、その辺の具体的なところを聞かせていただけたらと思っております。

議 長
町 長

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。
(太田康雄 君) ただいま川岸議員から、アクティ森のコロナ前とコロナ後の状況、また、コロナ対策はどのようにされている

議長

かというご質問であります。本日、通告をいただいております。一般質問の内容につきましては、そこまで含まれておりませんので、そこについての取扱いについては、議長にお任せしたいと思います。

1 番議員

1 番、川岸和花子君。
(川岸和花子 君) なかなか的を射てなくて申し訳ございません。私が言いたいのは、先ほど町長のお返事の中で、アクティ森では歴史文化を紹介する政策としてはまずないというお返事をいただきましたけれども、私はその森町の魅力を伝えるという意味でもう一度質問させていただきます。それは受け皿としての施策というところに関連することです。今までも森町の観光については議事に上がってきて、いろんな方がお話されていると思いますけれども、私が森町の文化、歴史の原点を明らかにしたい、例えばアクティ森のようにたくさんの方が集まる場所でそこを明らかにするということは、非常に森町の魅力をはっきりさせるということだと思います。魅力をはっきりすると外からは魅力になるし、内側の町民からは誇りになると思っております。もちろん観光人口を増やすという目的もありますが、私は全てに繋がっていると思ってまして、例えば若年層の人口が森町から流れていっているとか、魅力が企業誘致に繋がるとか、ずっと言えば学校の跡地利用に繋がるとか、もうその辺の全ての原点がその魅力というところを明らかにすると思っております。町長は先ほど収入として得られないというところを挙げておられました。体験の里として陶芸・和紙作り・草木染め・瓦作りと、体験のところは大切な収入源だと思うのですが、私はこのアクティ森にも、学ぶという、これはアクティ森のホームページから画像を取ってきたのですけれども、作る・遊ぶ・食べる・買うというところに、学ぶというものを入れてもいいのではないかと一人

で思いました。その学ぶところも、料金が取れるものを何か、料金をいただきながら展示するというような施策にすれば、お金が入ってこないということもないのではないかと、先ほど歴史も非常に長いということで、どこに興味を持たれるかはその人によるというお話でしたけれども、例えばこの土地は、戦国時代は武田、今川、徳川がせめぎ合った場所ですし、この森の人たちが命を懸けてこの土地を守って来られたところですので、そういうのを例えばジオラマにしてあるとか、先ほどのお祭りの舞であるとか、森の祭りもそうですけれどもその時期に来ないと見られないのではなくて、いつでも見られるようなDVDを流してあるとか、例えば掛川城では、掛川城に登ると降りてきたところで、次の、例えば高天神城であるとか横須賀のお城なんかのDVDを流してあって、ちょっとここ行きたいよなと思う、何か誘導する施策がしてあると言うか、なので森町でも三倉や鍛冶島とか、最近では一宮の方のすごく質の良いDVDなんかを見たことがありますので、そういうものを流したりとかして、さらに先ほどのコモコモが案内してくれたらすごく楽しいなと思うのですが、このコモコモも、初めて見た時はコモコモではなくてコモコモと思ったぐらいなのですが、よく聞くと菰張山というところから来たというコモコモなのです。それを聞くだけですごく愛着が湧くのですよね。だから学ぶということはすごく好きになってもらえる要素だと思いますので、特に森町に好んで来ていただける方は、森町をもっと学びたいと間違いなく思っていると思います。特にアクティ森のような、まず観光客の方が来られて、体験はできるけどもっと何か知りたい知的欲求みたいなものも満足できるようなところになれば、ぐっと価値が上がってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長 (亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) まず、先ほどの答弁の中で、税金に繋がらないということを申し上げましたが、これは文化財の保護あるいは文化振興というものが直接的には税金に繋がらないということを申

し上げたわけであります。直接的には、目に見えてそこから税収に繋がらないものではありませんが、森町にとって、この文化財あるいは伝統文化、歴史というものは貴重な資源でありますので、それを活かして観光振興、産業振興そして文化振興を行っていくことで、それは森町の魅力を高めることであり、森町の税収増に繋がるものであると考えております。

それともう一点、アクティ森を、歴史文化を紹介する展示施設に方向転換する予定はありませんということを申し上げました。これはアクティ森そのものをその目的に、歴史文化を紹介する展示施設そのものに方向転換する予定はないということでございます。アクティ森には開設当初からの目的がございますので、その目的を今後さらに深めていくとともに、一つの利用方法として展示施設を活用して、森町の歴史について文化について来場者にお知らせをする、まさに学んでいただくということは可能であると思っておりますし、すでに、地場産業である森山焼を考慮したうえでの陶芸教室であるとか、あるいはかつて盛んであった紙すきであるとか、鬼瓦作りというようなもの、森町の伝統産業に基づいた経験をしていただく、学んでいただくということも実施をしているところでございます。しかしながら繰り返しになりますが、アクティ森はどのような施設かといえ、そこが森町の歴史文化、伝統文化だけでなく産業、自然、さまざまなものを発信する施設でありますので、歴史文化に特化した施設に転換する予定はないというように考えております。そして当然考えておりますのは、アクティ森あるいは小國神社等々、森町に来られてその1か所で満足されて帰られるのではなく、せっかく森町を訪れてくださった方々に、その他の森町の良いところを見ていただくように周遊していただく、それを誘導するような施策を現在考えておりますし、その中では、アクティ森において森町の歴史、伝統文化の一端をお示ししながら、詳しくは歴史民俗資料館をお訪ね下さいとか、あるいは森町のいろいろな行事がございます。4月の小國神社、天宮神社の舞楽あるいは7月の山名神社の

舞楽、また、11月の森の祭り等々、DVDを使ってご紹介することはできますけれども、やはり一番は実際にその場に来ていただいて観賞していただく、さらには、叶うことならば参加していただくということが、一番訴えるものがあるかと思っておりますので、そういった動画等を用いながら、こういう行事がありますよということをご紹介しながら、動画ではなく実際にその時に訪れていただくような誘導の仕方も考えていきたいと考えております。

議長 (亀澤 進 君) 1 番、川岸和花子君。

1 番議員 (川岸和花子 君) ありがとうございます。私は、アクティ森がすごく人を寄せる場所だと思いますし、私もアクティ森の建物も好きですし、公園部分もきれいに整備されておりますし、迫り来る山、川もすぐそばで場所も素晴らしいですので、うまく活用しながら森町全体に皆さんが回ってもらえるように考えてもらえたらなと思います。ありがとうございます。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 次に、2 番、出口裕君。

2 番議員 (出口 裕 君) 2 番、出口裕です。まず、質問に入る前に、本日初めての質問の機会をいただきまして、関係の方々に本当に皆さんに感謝御礼申し上げます。では、質問に入らせていただきます。町長に二点ほど質問を今回させていただきます。

まず、一点目なのですが、新型コロナウイルスが未だ終息の兆しが見えない現状の中で、国より、町民、個人事業者の方に特別定額給付金及び休業要請協力金の支給が行き渡る時間が、私としては遅いように大変感じられています。他の市町村はともかくも、我が森町は独自の取り組みをしていただいて、行政の責任者として、また全職員の方々に危機感、スピード感を持ち、対応するように指示を町長が出していただいて、一刻も早く町民、個人業者の方に届ける努力をしてほしかったと思います。町民の方には、業者の方の中にもインターネットの使い方が分からない、また、パソコン、スマートフォンなどを持っていない方さえおられると思います。できるだけ早く届けるために、どのような人々が申請されるのか、どうし

たら分かりやすい説明をすればよいのかを考え、また、町として一刻も早く届けるんだということで、どのような体制を作ればいかに早く行動に移せるかということを考えて欲しかったと思います。そして、町長が日頃からよく言われます「安心・安全」ということを実践してもらい、町民の不安を取り除いてもらいたいと思います。最近の調査では、国の方から10万円給付の使い道を、生活費の補填に45パーセント、将来のための貯蓄ということで33パーセントの方が使うという調査結果も出ております。その結果、町民の方にとっても決してこの10万円というのは、あぶく銭ではないはずで、家計を守る本当の重要なお金であることを示していると思います。今回の町の対応がどうであったのか、反省も踏まえ、町長の認識をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

二点目に、最近のテレビや新聞等の報道によりますと、東京、九州などでコロナウイルスの感染者、一応収まったようになっていいますが、今日の新聞などを見ていただきまして、東京が55人、全体では96人の方が、全国であるということで、まだ終息にはちょっと遠いように思われます。あるデータによりますと、医師の方がこう言っているんですよ、80パーセントの方が第2波が起こる可能性が大きいというデータも出てきています。現在森町での感染者、確かに出ていませんが、今後出ないと誰も言い切れなと思います。6月19日より県外の移動の制限も解除され、人の動きが活発になってきています。もし感染者が出た場合、町政を預かる責任者として、また出ることを想定した対応策をお持ちであれば、現時点でのはっきりしたお気持ちをお伺いしたいと思います。私の方からは以上です。よろしく申し上げます。

議 長
町 長

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 出口議員の「新型コロナウイルスの影響による行政の対応について」のご質問にお答えいたします。

始めに、「給付金や協力金の支給時間に対する職員の意識や迅速性について」でございます。

国が、経済対策として実施している特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、全国民一律に10万円を支給するものでございます。

対象は、基準日となる4月27日に住民基本台帳に記録されている方で、住所が定まるまで2週間かかることから、4月27日に転居すると5月11日に確定することとなるため、5月11日以降に申請書の印刷を実施いたしました。5月16日に封入作業を行い、当初は5月20日を想定していた発送を2日前倒しして5月18日に行いました。オンライン申請につきましても、5月下旬を想定していましたが、5月19日から受付を開始しました。

給付開始は5月29日に初回の給付を行い、以降、毎週金曜日に実施しております。

参考に、1回目の5月29日に331世帯1,050人、2回目の6月5日に3,055世帯8,762人、3回目の6月12日に2,509世帯6,608人、4回目の6月19日に341世帯873人に給付を行いました。

また、5回目となります6月26日、明日であります135世帯288人に給付を予定しております。

今回、総務課が中心となり進めてきましたが、職員が限られた時間の中で、また通常業務をもちながら並行しての事務作業となりました。

ご指摘のありましたとおり、行政において事務事業を実施する際にスピード感については重要な要素であります。加えて、正確に、間違いのないように事務事業を進めることも町民との良好な信頼関係構築のために求められております。

今回、一部の自治体で発生した窓口混乱や二重給付、マイナンバーカードを使ったオンライン申請によるトラブル等の問題については、幸い、当町においては発生しておりません。

また、支給状況を見ても、6月19日現在で、9割以上の町民の皆さんに給付が完了しており、全国平均を大きく上回る数値となっております。

おります。

こうした点を考慮すると、もっと早くというお声もあろうかと思いますが、迅速かつ正確に事務が進められており、担当職員が意識をもって取り組むことができているものと考えます。

次に、休業要請につきましては、国の新型コロナウイルス感染拡大に係る緊急事態宣言を受け、静岡県が実施した事業者への休業要請の対象外となった、町内の食事提供施設に対し、町が独自の休業要請を実施したものであります。

休業要請協力金は、この要請に応じて、休業に協力していただいた個人事業者を含む中小企業者に対し、お礼の意味を込めて、協力金20万円を支給するものでございます。

休業の要請期間としては、令和2年4月25日から令和2年5月6日までとし、そのうち、少なくとも4月29日から5月6日までの休業を実施した事業者に対し、協力金を支給するものでございます。

協力金の申請につきましては、5月11日から申請を受け付けており、申請書のほか、誓約書、営業実態が確認できる書類、休業の状況が分かる書類、本人確認書類及び振込み先の通帳の写しの提出をお願いしております。これらの書類につきましては、事業の公平性、公正性の確保、そして、事務手続きの迅速化を図るための最小限の必要書類として、ご提供をお願いしているところでございます。

申請のありました書類につきましては、産業課で審査し、不足があった場合には、再度、提出をお願いし、適正であれば、直近の定例支払日に協力事業所に協力金の振込みを実施しております。

具体的には、5月25日に11事業者220万円、6月10日に28事業者560万円、6月25日に5事業者100万円の振込みを実施しており、これまでに44事業者へ支給しております。

また、不足している書類の提出に関しましても、休業への協力といった趣旨から、依頼する際には、事業者への負担を考慮し、必要最小限のお願いに努めているところでございます。

申請書につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点

から、安全に行うため、原則、郵送による提出をお願いしており、申請書の受付件数につきましては、5月11日から15日までに15件、5月18日から22日までには17件、5月25日から29日までには5件、6月1日から5日までには5件、6月8日から12日までには2件の受付を行っており、合計44件となっております。

これら、申請書を迅速に審査し、申請が適正であった全ての事業者に対し、先ほど申し上げましたように、速やかに支払い手続きを実施しているところであります。

次に、「情報発信」につきましては、第9次森町総合計画の中で、柱の一つとして活力・情報発信を掲げております。

現在、同報無線やちやっとメール、広報もりまちや回覧、ホームページなど、様々な媒体を通じて広くお知らせしております。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、随時町長あるいは教育長が同報無線を通じて、直接お話しさせていただいております。しかし、議員ご指摘のとおり、様々なメディア等も有効に活用して、幅広く多くの町民の皆さんに、新型コロナウイルスに関する情報や町の対応等をさらに詳細にお知らせすることにより、不安を少しでも解消しつつ、また、第2波、第3波に対する備えも並行して進めることで、安全・快適に暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

2点目の「町内に新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合の対応策」について申し上げます。

新型ウイルスについて、発生を阻止することや発生の時期を正確に予測することは、現在の科学技術では困難で、一度発生すると短時間で世界的流行（パンデミック）になる可能性があります。

そのため、国では、発生前から地域で感染を想定した具体的な対策を進めておくことが重要であると考え、新型インフルエンザ等の発生時において、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や経済に及ぼす影響が最小になるようにするため、平成24年に新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定しました。そして、今回の新型コロ

ナウイルス感染症の発生に伴い、本年3月13日の法律改正により、新型コロナウイルス感染症についても同措置法及び同措置法に基づく命令の規定を適用することとされました。

本町におきましては、平成27年3月に特別措置法第8条第1項の規定に基づき「森町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成し、本年3月13日の特別措置法の改正に伴い、この行動計画に新型コロナウイルス感染症も含むこととなりましたので、本年3月13日以降の本町における新型コロナウイルス感染症対応は、この行動計画に基づいて実施しております。

さて、ご質問の「町内で感染者が発生した場合の対応策」ですが、町民に対しましては、県から提供される情報と、徹底していただきたい身体的距離の確保、マスク着用のせきエチケット、手洗い、3密の回避、不要不急の外出自粛の基本的な感染予防策、毎朝の体温測定等健康チェック、自らの発症が疑わしい場合の帰国者・接触者相談センターへの連絡相談について、利用可能なあらゆる媒体を活用して、できる限りリアルタイムで情報提供をしていきます。更に、県と連携し関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への見回り、食事提供などの支援を行うこととなります。

また、多くの人々が利用する公共施設については、国及び県の方針に従って利用制限をしていくこととしておりますが、静岡県では、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限を決定・公表するシステム（ふじのくにシステム）」を導入しています。この「ふじのくにシステム」は、新型コロナウイルスの感染状況により、静岡県は、「現在がどの程度の『警戒レベル』にあるか、そのレベルにおいては、どういう『行動制限が必要か』」について、判断基準に基づいて判断。決定するシステムです。森町では、この「ふじのくにシステム」と町有施設の利用制限をまとめた、「静岡県発表『6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限』と町有施設の利用（目安）について」を作成し、去る

6月15日付けの回覧に併せて町内全世帯に配布いたしました。

町内に感染者が発生した場合には、「森町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対応を実施するとともに、公共施設の利用におきましては、「静岡県発表『6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限』と町有施設の利用（目安）について」をもとに利用制限をし、感染拡大防止に努めていきたいと考えております。

感染拡大防止には、町民一人ひとりの対応が必要であることから、ホームページや広報等を通じて情報提供をし、町民に対して協力を依頼していきたいと考えております。

以上、申し上げます、答弁といたします。

議長
2番議員

（ 亀澤 進 君 ） 2番、出口裕君。

（ 出口 裕 君 ） 町長どうもありがとうございました。本当に分かりやすい答弁で大変うれしく思います。もう一点町長に、コロナ感染について質問させていただきます。これ町長ご存知かなと思うのですが、3月25日から開始しています、社会福祉協議会の方でやられています緊急小口資金貸付制度また総合支援資金貸付制度というのがあるのですが、これについてはご存知でしょうか。

議長
町長

（ 亀澤 進 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ） 詳細な内容、あるいは現在の取り組み状況について詳しく知っているわけではございませんが、社会福祉協議会において取り扱っているということは承知をしております。

議長
2番議員

（ 亀澤 進 君 ） 2番、出口裕君。

（ 出口 裕 君 ） 私はこれについて、本当に社会福祉協議会の方にも電話で何回か問い合わせさせていただいてます。なぜかと言いますと、やはり町でやられるのと社会福祉協議会の方でやられるのが、やっぱり同じ森町の方に少しでもという部分で、やはり同じ考えであることは間違いのないかなと思うのです。そうするとやはりできれば町長の方に、少しでも今言うようにご存知だということであれば、この制度を使う、また使えるような、町民一人ひとりやっぱりレベル違います。生活のレベルももちろん違うと思います。

ですからそのお金というのが、また貸し付けていただけるお金がどういうものであれ、やっぱり自分の今の生活、またコロナによっての影響で少しでもやっぱり自分の家計が苦しければ、当然そういうものも使いたい、またそういう仕組みがあって制度があるのであれば、そういうものも使ってみたいという方も当然いらっしゃいます。私が聞いている範囲では、3月25日からこの制度開始されて、7月に7件申請があったという話を聞いてます。その後、私の方から言って、やっぱり同報無線で何回か町民の方にこれをお知らせしたところ、やはり17件、現在17件の方が申請をされていますという返事もいただいています。ということは、そういうところまでやっぱり気を遣っていき、また目配りをしてもらうことが、町長よく言われています「安心・安全」という部分、また町民の方がやっぱり不安に感じているところを少しでも取り除いていただけることではないかと思うものですから、これについてまた町長のご発言あれば一つお伺いしたいと思います。

議 長
保健福祉
課 長

(亀澤 進 君) 平田保健福祉課長。

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。出口議員の再質問にお答えさせていただきます。緊急小口資金・総合支援資金特例貸付であるとか、住居確保給付金、あと生活福祉資金・総合支援資金貸付であるとかというものにつきましては、森町社会福祉協議会の方で受付をしております。こちらにつきましては、この資金の貸付があるなしにかかわらず、生活を困窮している方につきましては、保健福祉課並びに社会福祉協議会で以前から受付をし、必要な方には生活保護であるとか、いろんな資金の案内、それから社会福祉協議会における単独の貸付資金もありますので、社会福祉協議会、町と協力をしながら、そこら辺の対応をしております。新型コロナにつきましては、新たな給付金であるとかこういった貸付金は、出てはおりますけども、生活困窮の方に対する対応としますと、新型コロナの発生があった、なかったということではなく、困窮した方についてはいつでも社会福祉協議会、保健福祉課の方で相談いただけ

れば、両者協力をして対応してきておりますし、今後もそういうことで考えております。そういうことで町と社会福祉協議会は協働をしながら、生活が苦しい方、困窮している方につきまして相談をし、必要な資金並びに必要な給付金の方につなげていくということも、今後引き続き実施をしていきたいと考えております。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 2 番、出口裕君。

2 番議員 (出 口 裕 君) 大変詳しい説明ありがとうございました。以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

議長 (亀澤 進 君) 次に、6 番、岡野豊君。

6 番議員 (岡 野 豊 君) 6 番、岡野豊でございます。私は先に通告のとおり、新型コロナウイルス感染症予防施策と今後の取り組みにつきまして、①から⑤の5点ほど、町長に伺いたいと思います。先に3名の方が、やはりコロナウイルスにつきまして関心が高いということで質問がありました。答弁の中からも重複した部分があるかと思いますが、私もこれにつきまして質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は世界中に蔓延し、6月8日時点の世界の感染者数は703万人でしたが、昨日の情報では910万人を超え、世界中を恐怖に陥れ、感染は止まっておりません。昨日の新聞報道によりますと、国内の感染者数が17,980人という方が感染し、16,870の方が退院又は療養が解除されましたが、965の方が亡くなられております。森町では幸い感染者が確認されておりませんが、感染対策として当町でも、幼小中学校児童生徒の自宅待機、休園、休校、各種会議、集会等の自粛要請がされましたが、未だ国内においても終息を迎えておりません。町の取り組み、評価と今後の対策について、町長に伺います。

①町の感染拡大防止策の検証評価は

②特定給付金の給付申請事務について

・問題は無かったか

議 長
町 長

- ・ 給付の実績は
- ③持続化給付金制度の周知啓蒙は適切にされたか
- ④今後起こりうる自然災害における、避難所の運営について
 - ・ 避難所運営の方法の検討がなされているか
 - ・ 避難所運営に対する自主防災組織との調整、協議は
- ⑤今後の感染予防策について、5点伺います。

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 岡野議員の「新型コロナウイルス感染症予防施策と今後の取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

始めに、「町の感染拡大防止策の検証評価はいかがか」についてでございますが、町では、令和2年2月25日付け国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、2月28日、第1回森町新型コロナウイルス対策会議を開催し、公共施設の使用制限や幼稚園・小中学校の対応について検討し、「新型コロナウイルス感染症対策の対応方針」を決定いたしました。それ以降、感染状況に応じた国及び県の対応方針を受け、町の対策会議を開催し、対応方針を決定してまいりました。

特に、4月7日の国の緊急事態宣言を受け、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第34条の規定に基づき、同日、森町新型コロナウイルス対策本部を設置しました。また、4月16日に国の緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、町内の公共施設全てにおいて、閉館又は使用中止とし、感染拡大防止対策を行ってまいりました。

町の対応方針を変更する度に、町のホームページに掲載するとともに、同報無線やチャットメール、世帯配布の回覧等を活用し、町民に対して情報提供をしてきました。

また、役場庁舎内におきましては、職員、来庁者の飛沫感染防止対策として、各課窓口にエチケットボードの設置や次亜塩素酸水を利用しての階段手すり等の除菌に努めるとともに、職員にはマスクの着用を義務づける等の対応をしてまいりました。

今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、未だ予防策が確立しておらず、また収束した訳ではありませんので、検証評価をするにはまだ早いと思っておりますが、今までに町内から感染者が出ていないことから、一定の成果が出ているものと考えます。

次に、「特別定額給付金の給付申請事務について」お答えいたします。

ご存知のとおり、この給付金は国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、全国民一律に10万円を支給するものでございます。

当町におきましては、4月24日に給付事務を進めるための事務費について専決処分を行い、その後、4月下旬から総務課を中心として事務事業を進めてきました。

1点目の「問題は無かったか」のご質問につきましては、現在までのところ、全国的に報道されています窓口の混乱や二重給付、マイナンバーカードを使ってのオンライン申請におけるトラブルなどの問題は発生していない状況でございます。

事務事業を実施する中で、当初の想定と異なった点として、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国は郵送やオンライン申請を原則としていましたが、現状としては、電話や来庁による町民からの問合せや相談が多かったため、専用の電話回線を総務課内に新設するとともに、町民生活センター内に相談コーナーを開設して対応した点がございます。

また、申請書類が受付開始直後に集中して提出されたため、当初は申請書の記載内容や添付書類の確認審査などに多くの時間を要した点も挙げられます。

2点目の「給付実績について」のご質問でございますが、6月19日現在、6,236世帯（93.8パーセント）、17,293人（95.5パーセント）と9割以上の世帯への給付が完了しております。

内訳は、郵送や窓口による申請が6,195件、オンライン申請が41

件となっています。

今後につきましても、毎週金曜日に振込を実施していくと同時に、未申請者に対する呼び掛けなども実施していく予定です。

次に、「持続化給付金制度の周知啓蒙は適切にされたか」についてにお答えいたします。

ご案内のように、持続化給付金制度につきましては、国・経済産業省の事業であり、中小法人、個人事業者のための新型コロナウイルス感染症対策事業の一つでございます。事業内容としましては、売上が前年同月比50パーセント以上減少している事業者に対し、中堅・中小企業、小規模事業者については上限200万円、フリーランスを含む個人事業者には、上限100万円を給付するという事業でございます。

申請方法については、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮するとともに、迅速かつ安全に給付を行うため、パソコンやスマートフォン等からのオンライン申請となっております。

また、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために「申請サポート会場」が開設され、静岡県内には16か所、森町周辺では、袋井市の新産業会館キラット、磐田市商工会議所、掛川商工会議所に開設されており、完全予約制での対応となっております。

持続化給付金制度については、4月上旬より事業案の情報がありましたが、国の補正予算が成立し、5月1日の申請受付開始直前まで詳細や申請方法が示されず、町といたしましても新聞紙上やインターネット、ニュース等のメディアからの情報収集に努めていたという経過もございます。

持続化給付金だけでなく、雇用調整助成金、無利子・無担保融資制度など新型コロナウイルス関連の事業者向けの支援施策については、常に情報収集に努めるとともに、国・県・町の施策の一覧表を作成し、町内の事業者向け、農業者向けとして、町のホームページに掲載するなど周知を実施してきたところでございます。

持続化給付金については、森町商工会の新型コロナウイルス感染

症に係る経営相談窓口への相談件数も多く、商工会職員が申請方法や申請サポート会場等の情報提供を実施していると聞いております。

また、持続化給付金は、農家の方も対象となるということで、遠州中央農協への情報提供や連携をとっているところであり、具体的には、遠州中央農協において、生産部会の全部会員に「農業者の皆さんへ」といった資料を配布し、持続化給付金をはじめ、経営継続補助金など、新型コロナウイルス感染対策に係る緊急対策事業について、情報提供及び周知を図るとともに、電話相談等に努めているとのことをございます。

そして、持続化給付金をはじめ、国の新型コロナウイルス感染症関連の支援施策については、事業開始までに情報量が少なく、急速、制度の詳細が一部変更されたりということがございます。

さらに、国においては、オンライン申請など、インターネットによるスピーディーな行政対応を推進しているところであり、インターネット環境になじみが少ない、事業者や高齢者等にとっては、分かりにくい点があろうかと思いますが、町としましては、先ほど申し上げたことを踏まえ、タイムリーな情報提供に最適な町ホームページによる周知の方法が最善であると考えております。

また、町内の個々の事業者について、町がすべて把握しているわけではないことから、各事業者において、持続化給付金だけでなく、各種支援策について、町にお問い合せいただければ、可能な限りの情報提供を実施しておりますので、事業者の自助努力としても、情報収集に努めていただきたいと考えております。

なお、持続化給付金につきましては、令和3年1月15日までの申請が可能となっており、また、国の第2次補正予算においても、更なる施策が用意されていますように、今後も、事業者向けの支援策が実施されていくことが予想されることから、出来る限り早く、正確な情報をキャッチし、速やかに町内の事業者に周知してまいりたいと存じます。

次に、「今後起こりうる自然災害における、避難所の運営について」申し上げます。

1点目の「避難所運営方法の検討がなされているか」についてでございますが、国や県から示された方針等については先ほど西田議員のご質問に対して、ご説明させていただきましたので割愛させていただきますが、国の避難所運営ガイドラインが6月8日に策定され、県の避難所運営ガイドラインが7月上旬に示される予定でありますので、これらを踏まえて、町の指定緊急避難場所等開設時の感染症対策に関する方針を策定したいと考えております。

2点目の「避難所運営に対する自主防災組織との調整、協議はされているか」につきましては、例年5月には中学校区を単位とした自主防災会などの役員や学校関係者、避難所開設運営において災害対策本部との連絡調整を担う地区防災班員である役場職員が参加する森町防災連絡会を開催してまいりましたが、本年度は国の緊急事態宣言を受け、3密が避けられない状況であったため、森町防災連絡会が開催できず、連絡会で例年行っている数人のグループにより、避難所の出来事や避難者対応をゲーム感覚で模擬体験するHUG（ハグ）と呼ばれる訓練が実施出来ていない状況であります。現時点においては、県内では新型コロナウイルス新規感染者の報告は少なくなってきたものの、国内では日々新たな感染者の発生が報告されている地域もあり、多くの参加者が密集するこれまでと同様な訓練の実施が困難な状況であることは変わりありません。しかしながら、県の避難所運営ガイドラインを踏まえた町の指定緊急避難場所等開設時の感染症対策に関する方針を、書面等で自主防災組織等、関係する皆さまにもお示ししていきたいと考えております。

最後に、「今後の感染予防策について町長の考えを伺う」でございますが、新型コロナウイルスの感染状況が日々刻々と変わっている状況であることから、国や県の発表する対応方針等の情報に注視をし、情報収集をしていくことが必要であると考えます。

その上で、「森町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、

感染状況に応じて対策会議等を開催し、町の対応方針を検討していくこととしております。

先ほど、出口議員のご質問にお答えしましたように、多くの人が利用する公共施設につきましては、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部が、県内の感染状況をもとに、「6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限を決定・公表するシステム（ふじのくにシステム）」に基づき、警戒レベルを毎週金曜日に発表しておりますので、それに基づきまして、利用制限をし感染拡大防止を図ってまいります。

また、利用する場合には、「町有施設における感染防止方針」に基づき、それぞれの施設に応じた感染拡大防止策を講じるとともに、利用者にもマスクの着用や手指の消毒等感染拡大防止へのご協力をいただいで利用していただくこととしております。

また、本6月議会定例会におきまして、専決処分をお認めいただきました、令和2年度一般会計補正予算（第4号）において、介護施設や障害福祉施設、保育園を対象に新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として行う備品等の購入経費に対し、30万円を上限に3分の2を補助する「感染症拡大防止対策用備品等購入事業費補助金」や町内の事業所・店舗を対象に、新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費に対し、10万円を上限に2分の1を補助する「事業所等新型コロナウイルス感染防止対策支援補助金」を創設し、各事業所にもご協力をいただき、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図ってまいりたいと考えております。

感染拡大防止には、町民一人ひとりが「新しい生活様式」に取り組み、自覚した行動をすることが必要であることから、ホームページや広報、回覧等を通じで情報提供や呼びかけをし、感染予防に努めてまいりたいと考えます。

以上、申し上げます、答弁とさせていただきます。

議 長
6 番 議 員

（ 亀 澤 進 君 ） 6 番、岡野豊君。

（ 岡 野 豊 君 ） 一点目の検証ということで、まだこれが何

かの事業をやったというわけではありません。これは感染症ですので、まだ今現在も感染者がいるということで、近隣、袋井、掛川市に感染者が出たということもありまして、静岡県内で累計で80人ということで言われてます。最近では1名の方がまた感染されたということで、やはり日々、私も2月頃からこのコロナウイルス感染症というものがもう報道で毎日出る、それから新聞でもこのニュースがずっと出ているということで、やはりこういった情報に、とにかくどういう状況にこれからなっていくのだということで大変心配をして、今現在まで来ております。昨日の感染者が国内で18,076人ということで、実際に今、感染されているという方で治療されている方が1,100人くらいの方がいらっしゃるということだそうです。目まぐるしく②の特定給付金、③の持続化給付金、こういったいろんな事業が国から示され、それに対して町も2月25日の国の対策基本方針を受けて、町でも2月28日、第1回の対策会議が開かれたということで、私たちもこういった情報をいただきながら、いろんな活動の参考にして今までまいりました。ホームページですとか同報無線、チャットメール、そういったもので情報もいただいているということでもあります。町長の今現在の検証評価ということで、一定の成果ということで私も今現在森町に感染者がないということは、やはりこういった対応が効いているのかとも感じております。私も今現在は一定の成果を上げているというふうに町長の評価と一致するものがあります。これにつきましてはまた日々変わることもありますので、今現在どういったことに町が、このコロナ対策をしてきたかということで、町長の説明もございましたので、これにつきましては次の質問はございません。次に進みます。

二問目の特定給付金の給付申請事務につきまして、これも5月22日に発送予定を18日に繰り上げてということで国から示されて、これは大変私は早い対応をされているなと思います。今、6月19日の時点の状況ということで、町内の4月11日時点の対象者の方の18,111人ですか、今現在が、19日までの給付された方が17,294人で、全

世帯の95.49パーセントの方にはもう行き届いているということで、やはり私の周りでも特定給付金、いつ来るだいなどということで大変関心が高かったものです。毎週金曜日にこれが支給されますよということで、やはり曜日が決まってきましたので、安心して生活を送られていた方が私の周りではかなりいたと思います。近隣の町ではオンラインシステムが不具合によって郵送のみということであったと聞きます。先ほど町長の答弁の中で、森町についてはオンラインの問題発生はありませんでしたということで、6月10日時点で41件のオンライン申請だったと聞いてますけども、この申請、オンラインがなかなか41件であり、ちょっと伸びてないのかという気もしますけど、窓口に来られた方、こういった方の相談の内容ですけども、どのようなものがあつたか分かれば、その一点教えてください。

議 長
総務課長

(亀澤 進 君) 村松総務課長。
(村松成弘 君) 総務課長です。ただいまの岡野議員のご質問にお答えをいたします。特別定額給付金の窓口に来られた方の相談内容ということでございます。本来はこの特別定額給付金につきましては、感染予防のため郵送という形での申請となっておりますけども、やはり当然、直接、記入の仕方等分からない方もいらっしゃるということでございまして、窓口というか、一応こちらの方としては相談窓口という形で、受付をせずに、受付という形ではなくて、相談所というようなところで対応させていただきました。実際はそこで記入の仕方等分からない方が多かったものですから、そこで説明をさせていただきながら、実際は受付も合わせてさせていただいたところでございます。やはり今回の申請につきましては、本人確認、それから口座の振込の金融機関の通帳等、それを添付書類として出していただくわけなのですけども、免許証を持っている方につきましては免許証の添付をしていただければ本人確認ができるわけでございますけども、免許証をお持ちでない方の本人確認、それは今2種類、国民健康保険証それから後期高齢者の保険証、介護保険証といった保険証の2点を持って受付をしているわけなので

すけども、そういったところの本人確認の書類等が、どういうものが対象になるかというところ等、質問が多くて、それに対応した次第です。また、それこそその手続き等、書類は用意してあるのですが記入の仕方が分からない等というところがありましたので、その辺りを書類を見て確認をしながら申請の受付をしたということでございます。以上です。

議長 (亀澤 進 君) しばらく休憩をいたします。
(午後 2時03分 ~ 午後 2時12分 休憩)

議長 (亀澤 進 君) 会議を再開します
6番、岡野豊君。

6番議員 (岡野 豊 君) 窓口で相談に見えられて記入方法を聞かれると、私もああいう申請間違うと、一番右の欄に斜線を引くと不要ということで、そういうことも慎重にやりました。やはり一般の方からすると、10万円給付の手続きということで口座ですとか本人確認の免許証、そういったものを添付しないといけないということを文章で読んで、どうしても個人で判断するよりはやはり行政に行って相談をするという気持ちになるのは当然かなと考えます。ちょうどこの申請が届けられた頃ですけども、町の中のコピーサービスをやられているお店でコピーを取ると、免許証ですとか保険証、それとか通帳を持って来られてコピーを取るのがかなり増えたということで、店頭商いをやられている方が、やっぱりコピーを来られて、申請の内容まで相談を受けたということが頻繁にあったということでした。こういった申請につきましては8月12日、申請から3か月弱くらいあるわけですけども、やはり一刻も早く10万円が手元に届くようにということで集中をしたのかと思います。こういった集中を予想できなかったのかということも一点あるのですが、それでちょっとコピー、それと相談というものがセットでどうしても起こりうる状況ではなかったのかと思いますけども、相談窓口を設置したということで、こういった短期間の申請をされる場合、それも森町のすべての住民ということで、私の思うところには町の中で当初

から相談窓口をつけて、以前、町でやられていたコピーサービスも一緒にできなかったのかということと思いました。また今後このような申請があった場合に、このような窓口とコピー、こういった申請添付書類が必要書類として、必須のものにこういったものがあるかどうかは分からないのですけども、今回のこの申請でそういったことの想定ができなかったのか、それから窓口でコピーも必要になる方もいらっしゃると思うのですけども、そういった対応を行政として取れなかったのか、今後こういう申請があるかどうか分かりませんが、こういう対応が今後を考えられるか、お願いします。

議 長

(亀澤 進 君) 村松総務課長。

総務課長

(村松成弘 君) 総務課長です。ただいまの岡野議員のご質問にお答えをいたします。今回の特別定額給付金の事務につきましては、全世帯に配布をしたわけなのですけども、その世帯配布の中に申請書の記入例という形で申請書、それから申請書の記入例、こう番号をふって分かりやすい記入の方法に努めてまいったところでございます。コピーの件につきましては、今の家庭ですとだいたいパソコンでプリンターがありまして、プリンターがコピー機能を持っている方もいらっしゃるということもございました。免許証のコピー、それから通帳のコピー等につきましては、特に町の方ではコピーサービスはしてこなかったところでございます。また合わせて先ほど説明をさせていただきましたけども、今回の特別定額給付金につきましては、あくまでも郵送が原則でございましたので、そのところについては個々の申請される方が、それぞれ申請書類、添付書類を用意していただいて、郵送での返送という形を想定していたところでございますので、そういったところでコピーサービスはしてこなかったところでございます。相談窓口に来られた方につきましては、当然、相談というところもございましたので、そこにつきましては、必要な書類をお持ちであれば、コピーはさせていただいてはあったわけなのですけども、そこはあくまでも相談コーナーで、受付ではございませんでしたので、相談コーナーのところだ

議長
6番議員

けでコピーはさせていただいたということでございます。以上です。

(亀澤 進 君) 6番、岡野豊君。

(岡野 豊 君) やはり家庭でコピー機を持っている方、電話機にコピーの機能を持っているところはあるのでしょうか、免許証ですとか銀行の通帳をコピーするというのことができるような機能をなかなか持ち合わせている方ばかりではないと思います。コロナで第2波第3波が来るということで想定はされているのですが、また同じようにこういった特別給付金、こういった給付金の事業が、コロナの2波が来て、またそういった自粛ということが無いにこしたことはないのですが、次に集中的に申請がある、コピーが必要ということは、申請は郵送でもどうしても不備の書類を出せないということで、誰しもが慎重に思いますので、相談窓口には訪れると、そうするとそこでコピーをするということもありますので、今後こういったことが、想定されては困りますけれども、こういった集中的な手続きがある場合には窓口でそういった必須書類のコピーができるような、そういった対応も検討を入れていただきたいと考えます。特定給付金につきましては、当町においては95パーセントの世帯ということですので、迅速な事務の執行がされているのかと、申請期日が8月22日までということで、期日までには手続きが完了されるのではないかと考えます。待ちに待っている方からすると遅いというお気持ちにもなるかと思っておりますけれども、森町につきましては、迅速な対応を図られているということで、町長等の答弁で分かりました。引き続き迅速な事務処理を期待いたしまして、次の質問に移ります。

持続化給付金の制度の周知啓蒙につきましてです。特定給付金もそうですけれども、今回のコロナウイルスの感染症対策で各種の給付金、それから利子補給金、それから協力金、様々な対策ということで、五つほど、子育て世帯への臨時特別給付金ですとか、そういったものも合わせますと六つ、子育て世帯の皆さまにつきましては、申請はらないということですので、こういったことで対象も、持

持続化給付金につきましては先ほど町長から給付の内容、ご説明がありました。やはり大きな出来事に対して所得が減少していると、それに補填をしていただけるということでもありますので、やはり高い関心があると思います。給付対象につきましては、ひと月の売上げが前年月比で50パーセント減少している事業者となっているということで、今回のコロナ騒動で森町の事業者、それから農業者の方が大打撃を被っているとお聞きしております。多くの事業者の方、農業者の方々がこの持続化給付金によって救済されるのではないかと考えます。申請手続きがパソコン・スマホの申請ということで、手書きでも申請ができるということ聞いておりますけれども、なかなかパソコンの申請となると苦手意識がやはり高い。特別給付金のように手書きで書くものと違いまして、パソコンで数字を入れたりするというのはなかなかまだ馴染みがないと考えます。そういった中で農業者の方からもパソコン申請は難しいということでちょっと断念するようなお話がありました。これにつきましては経済産業省で事業を行っているということで先ほど町長からも答弁がありました。当町での申請窓口は商工会と、農業者につきましてはJAとなっているようであります。JAにつきましては同業者の皆さんへパンフレットを配布して電話相談をしているということで、相談を受け付けているということだそうです。商工会につきましては現在まで百数十件の相談があったとお聞きをしております。申請に至った方は数十件ほどがいらっしまったということでもあります。商工会では、商工会員でなくても相談があれば事業者の方に出向いて相談に応じているということをお話を聞きまして、大変心強く感じました。さらに町長からもお話ありましたように、手続きセンターが5月23日に袋井市の新産業会館、それから磐田・掛川の商工会議所でも開設されたということで、大変こういったことが、商工会の会報の6月10日号に、こういったものでもサポートセンター開設ということで、これが全戸配布されたそうです。第2弾が7月8日にまた出るということで、本当に積極的に取り組んでいただいているなど

いうことを感じております。やはりパソコン申請、今、国でも進めています。オンラインで申請する。こういった時期で大きな金額、所得の補填ということで、やはり苦手を克服していただいてパソコンですとかスマホで申請をぜひともしていただきたいとは思いますが、今回のコロナ感染症の影響で事業、商業、それから農業に見切りをつけてしまわないように、今、持ちこたえてもらうために行政においても給付金事業の案内と申請のお手伝いをしていただきたいと考えます。先ほどの答弁の中で、タイムリーにホームページ等を活用して情報を流しているということもございました。申請期間が令和2年5月1日から令和3年1月15日ということでもまだまだ時間があります。時間があると思っておりますとなかなかとっつきにくい部分を持っておりますと申請に至らないということもあります。ここで国も言っている、一人たりとも取り残さないように、町でも取り組んでいただきたいと考えますが、町としてこういった啓蒙、周知のところ、それから農協さんですとか商工会さんが一生懸命、今、取り組んでいただいているわけですが、町としてホームページとか、なかなかパソコンを開ける方ばかりではないものですから、少し回覧等でも細かく、もう少しやっていただくことも必要かと思っておりますが、今後のこの持続化給付金の取り組み、どのように考えているかお聞きをしたいと思います。

議長
産業課長

(亀澤 進 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。岡野議員の再質問にお答え申し上げます。今回のコロナ対策につきましては、持続化給付金等々、様々な施策が国、特に経済産業省によって展開されております。これがパソコンの申請となっておりますのは、基本的にはやはりスピード感をもって対応したい、また、コロナということもあり、市町の窓口で人が殺到するとか、そういったことを避ける意味も踏まえてそういった整理になっていると思っております。先ほども答弁の中で申し上げましたが、これについては国の事業となっており、その詳細についても私たちが勉強するにはホームページを開いて、ど

ういうふうになっているか、そこを調べて皆さんにお知らせしているという状況でございます。町への持続化給付金に対する相談件数等も担当に問い合わせたところ、10件を超えるぐらいであると、その方々に対してはパンフレット等、丁寧に準備をして渡して、こうやってくださいといった方が、そのまま予約して相談センターに行ったりとかという状況でございます。農家の方においても農業委員会をはじめ、あらゆる場面で周知をしているところでございます。また、さらなる周知啓蒙ということでございます。対応とすると、先ほども申し上げましたけども、制度が次々に充実されております。ホームページ等も日にいろいろな具体例が載ったり、かなり申請者にとっては丁寧なものになっているのかと、番度、そのホームページを見る度にそう感じております。そういった中でさらなる周知ということでございますけれども、例えば広報もりまちでそういったものを展開するというのもございます。しかしながら、いろいろな施策がございます。中身については先ほど申し上げましたように、その時点で正しいものを載せたとしても、どんどん変わるものが多いでございます。ですので、載せたとしても、それぞれのホームページを案内するとか、そういったことが、町の施策ではございませんので、国の施策でございますので、国のホームページを案内することになるのかと想定しております。そのことが広報もりまちとして掲載するべきかどうかといったことについては、広報担当課、また新型コロナ対策の取りまとめ課において、その掲載がいいのかどうか、そういったものも今後展開していくよということについては、今後検討していくのかと思っております。以上です。

議 長
6 番議員

(亀澤 進 君) 6 番、岡野豊君。

(岡野 豊 君) 先ほどの町長の答弁の中でも、タイムリーに最適な方法で広報していくということでご答弁をいただきましたので、町長の答弁に期待して、この持続化給付金、有利な給付金だと思いますので、ぜひともご相談がありましたら適切な案内をしていただきたいと思います。

それでは、④の今後起きうる自然災害における、避難所の運営ということで、先ほどこの件につきましては、町長の方からご答弁いただきましたが、私の方からは、やはり災害、今日は千葉県で震度5の地震があったということでニュース出ました。それから長崎では集中豪雨で、避難を今、その必要があるということで今朝ニュースでやっておりました。やはり今はまさに梅雨時でして、この雨はもう想定できるということです。地震についてはなかなか想定も予測もつかないということもあろうかと思えます。昨年台風19号の、10月の時には町内で6か所の避難所を開設していただきまして、森町の総合体育館に70数名の方が避難をされました。昨年のこの時期は全くコロナというこういった感染症はない時期でしたので、それぞれの家族の方が身を寄せ合って避難をしていたということです。今回、コロナ感染に対して三密を避けながら避難住民が安心して避難生活を送るための方策、まず先ほど、居住のスペースですけれども1メートルから2メートルの離隔を開けると、通常でも1メートルくらいではないかと思えますけど、コロナだと、こちらに出ていますけども新しい生活様式の中では2メートル、最低1メートルということですが2メートルぐらいかと思えます。基準が3平米ということでしたけども、単純に考えてもこの倍くらいの広さは一人大人に対して欲しい。御前崎市、掛川市、掛川は県の事業で森町も参加をして避難所の設営検証を行ったということですので、ここら辺の離隔、それからトイレの衛生問題というのが通常の避難施設でも問題になりますけども、このトイレの衛生問題、この点どのように考えているか、お願いします。

議 長
防 災 監

(亀澤 進 君) 小島防災監。

(小島行雄 君) 防災監です。ただいまの岡野議員の避難住民のコロナにおけるトイレの衛生問題ということで、どういふ対応をするかということでありました。実際、次亜塩素酸消毒液とかそういうのは準備してはしまして、使用した後は清掃するというような、いちいち対応しなければいけないのではないかと国の方の

案内が出ておりますけど、それについてどこまで対応できるか分かりませんが、そういうような衛生対応をしなければいけないのではないかと考えております。昨年、参考までに昨年の岡野議員から台風19号についての避難状況の話が出ました。6か所を開けましたけど、三倉ではゼロ、天方小学校では1世帯2人、総合体育館では32世帯60人、一宮総合では4世帯7人、園田総合センターでは6世帯11人、飯田総合センター9世帯20人ということで、これが避難所の最大値でありました。大きな台風だったですけど幸い町の被害も少なかったんで、避難者が少なかったのではないかと考えます。あと避難所で、先ほど1人当たり3平米が必要だということでありましたので、ちょっと試算をしてみましたところ泉陽中学校の体育館が、今、町の計画では207人収容可能だということを謳っておりますけど、机上の計算で最大値としましては最大110人くらいしか入れないのではないかと考えております。半分以下になってしまうということになりますので、その中でそういう衛生対策をしていかなければいけないというような考えを持っております。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 6番、岡野豊君。

6番議員 (岡野 豊 君) これにつきましては、トイレ、通常固形にするとか、一人ずつ処理をするという方法もあるかと思っておりますので、とにかく衛生、安全を最優先に検討していただきたいと考えます。それから町の避難所運営マニュアルにつきましては策定するということですが、これはいつ頃までに策定されるか。それとあと避難所運営の自主防災組織、町内会、やはり開設は町でしますが運営は自主防という形になろうかと思っております。いくつかの町内会が一緒になると、その運営の長を決めるとか、そういったことがあろうかと思っておりますけども、コロナの感染の中で、そういったこと、話し合いが考えられているのか、それをお願いします。

議長 (亀澤 進 君) 小島防災監。

防災監 (小島 行雄 君) 防災監です。ただいまの岡野議員の質問にお答えします。ガイドラインの策定はいつまでにするかということ

でお話がありました。国の方の、こういう対応が考えられるというのは、ガイドラインが出ておりますけど、まだ県のガイドラインが出ておりません。予定としては、多分7月の上旬か中旬に出るという情報をいただいておりますので、それをいただいてから、8月くらいには策定したいと思っております。

避難所の運営について、自主防災会の方が運営の基準になるのではないかというようなお話でありました。確かに運営の基準となりますのは自主防災会の方々となるのですが、開設につきましては、役場職員の地区防災班が2名行きまして、避難所を開設するということになっておりますので、とりあえず開設して準備をするにはその職員が行くわけですが、運営につきましてはやはり自主防災会の方で集まっていただいて、話し合いで決めていただくような形になるかと思っておりますけど、それを設ける前にガイドラインの説明をするということをしなければいけないのですが、とりあえず密集を避けるということでもありますので、先ほど西田議員のお話の中にもありましたけど、とりあえずは書面にしてお知らせをしたいと思っております。以上です。

議長
6番議員

(亀澤 進 君) 6番、岡野豊君。

(岡野 豊 君) 想定しうる限りの安全対策をまず行政の方で、防災で考えていただいて、より良い方法の避難所運営ということで進んでいただければと思います。

最後に今後の感染予防についてということで、もう時間もありません、自宅で生活、行動が自粛ということで、子どもたちは学校を休校ということで、本当に真面目というか、本当に家の中で頑張っていたなと思います。子どもはやはり大人を見習うと、大人が言ったことをしっかり子どもは守ると思います。ただ、私たちのこの中高年の年齢にもなりますと、運動ですね、歩くウォーキング、ランニングまではいかないまでも、ランニングはなかなか息が荒くなって、後ろにいる人にもそういったものが空気の気流によって感染の恐れがあって、5メートルくらいは感染するのではないかというよ

うなこともありまして、ウォーキングくらいできないかと思っておりました。今、6月19日から県外の移動も解禁になりましたので、屋外施設にも自由に行けるようになりました。この近隣ではやっぱり公園が、グラウンドのような広い公園でも閉鎖というところもありました。森町につきましても町営グラウンドが閉鎖ということがありましたけども、屋外施設での密接を避けて激しい運動を避ければ、こういった平らな1ヘクタールくらいあるような森町の町営グラウンドも、1ヘクタールくらいあるかと思えますけども、感染が避けられるのではないかと思います。これから先のことは分からないかと思えますけども、ここにある新しい生活様式で、下の段の娯楽・スポーツ等というところにもあります。公園は空いた時間・場所を選ぶとか、ジョギングは少人数でと、こういったことを守りながら生活をしていかなければならないかと思うのですけども、公共の施設の屋外施設、私は町営グラウンド1か所でいいと思うのですけど、ここでウォーキングくらいできたら良かったのではないかということ踏まえて、今後もし同じようなこういう指導が出た場合に、こういった屋外施設をどうされる考えなのか、町としてこれから今後についての対応を考えるものがあればお聞かせいただきたいと思えます。これで終わります。

議 長
総務課長

(亀澤 進 君) 村松総務課長。
(村松成弘 君) 総務課長です。ただいまの岡野議員のご質問にお答えをいたします。町のこういう施設の関係、公共施設につきましては先ほど町長の答弁にもございましたけども、県では、ふじのくにシステムという形で行動制限というようなところ、警戒レベルに応じて行動制限がされているわけがございますけども、町といたしましては、県の警戒レベルに応じて、町有施設の利用の目安というものを新しく6月15日に策定いたしまして、全世帯に配布をさせていただいております。その中でやはり県の警戒レベルに応じて、町有施設の利用について開放をしていくべきなのか、制限をしていくべきものなのかというところで判断をしていきたいと考

えておりますし、また、それぞれの施設も感染拡大防止ができれば利用可というような条件もあるものですから、そういったところの屋外施設の利用のガイドマニュアルといったところ、国が出しておりますので、そうしたところを参考にしながら、先ほどの町有施設の利用目安を基に検討をしていきたいと思っております。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 少し補足をさせていただきますが、コロナの感染予防をしながらでも健康維持のためにウォーキングが良いのではないかとということで、その一つの例として町営グラウンドをあげられましたけれども、元々、町営グラウンドは使用申し込みをして使用していただくという所でございますので、施設を開放したとしてもウォーキングのためにとすることは、その目的からすると当てはまらないのではないかと思います。ウォーキングであるならば町営グラウンドではなくても、例えばお近くの天宮神社であるとか、あるいは町内の散策であるとか、そういったところで十分に、施設が使えない場合でもできるのではないかと考えます。

議 長 (亀澤 進 君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

明日、6月26日午前9時30分、本会議を開き、議案に対する討論・採決及び陳情の採決を行います。

本日は、これで散会します。

(午後 2時45分 散会)